

特定計量制度に係る 基準案及びガイドライン案等について

2021年2月10日
事務局

本資料は、第2回検討委員会における、資料2「特定計量制度に係る基準等について」をベースに、本委員会やWGの議論を踏まえて修正を行ったもの。

第2回検討委員会からの本資料の主な修正箇所（論点）

【論点①】

3. 特定計量制度に係るガイドライン案の内容について

（1）特定計量の定義・要件

- ・ 本制度の対象から、明確に「計量法に基づく検定等が実施された計量器」を除くための修正を行った。

【論点②】

3. 特定計量制度に係るガイドライン案の内容について

（2）届出者が従うべき基準

① 特定計量に使用する計量器に係る基準

（イ）構造（性能） / （ウ）検査方法

- ・ 第2回検討委員会の議論を踏まえ、（イ）構造（性能）における各性能の説明を簡素化し、（ウ）検査方法において、各性能の試験について、試験の趣旨、試験の例、合理化の考え方などを追記した。

【論点③】

3. 特定計量制度に係るガイドライン案の内容について

（2）届出者が従うべき基準

① 特定計量に使用する計量器に係る基準

（ウ）検査方法

- ・ 第2回検討委員会の議論を踏まえ、サンプル検査を行う際の留意事項や、性能を担保するための措置などを追記した。

【論点④】

3. 特定計量制度に係るガイドライン案の内容について

（2）届出者が従うべき基準

③ その他

（ア）大規模需要家の特例

- ・ 本制度は、届出者と取引の相手方の合意の下で柔軟に運用できる制度であるため、大規模需要家に特化した特例措置については、その必要性が乏しいと考えられることから、大規模需要家を対象とした特例措置としては記載せず、第2回検討委員会で例示された合理化例うち、一部の合理化内容を見直すとともに、必要に応じて（2）届出者が従うべき基準に追記した。

(参考) 第2回検討委員会からの本資料のその他修正箇所

【その他修正】(例)

3. 特定計量制度に係るガイドライン案の内容について

(2) 届出者が従うべき基準

① 特定計量に使用する計量器に係る基準

(イ) 構造

- ・表記・表示・封印に関し、届出者の責任においてそれらを確認していることが必要である旨を追記した。

(ウ) 検査方法

- ・既存の機器を使用して特定計量を行う場合の取扱いを追記した。
- ・計量性能に影響のある変更があった場合の取扱いを追記した。
- ・基本性能試験の判断基準を追記した。
- ・基準適合検査が必要と考えられる変更の例を追記した。

(エ) 検査主体

- ・届出者自らが検査主体となる場合の取扱いを追記した。

② 特定計量をする者(届出者)に係る基準

(ウ) 台帳の作成・保管

- ・保管期間やその他事項の記録の取扱いを追記した。

(エ) その他特定計量を適正に遂行するための措置

- ・第2回検討委員会の委員指摘を踏まえ、セキュリティ・改ざん対策に関する取扱いを追記した。

③ その他

(イ) 他の規格等の適用

- ・本制度に基づき、他の規格等を活用する際の、公差等の条件について追記した。 等

※ なお、ガイドライン案等を踏まえ、上記以外にも、基準等のより具体的な説明の追記等を行った。

1. 特定計量制度の検討背景・制度創設・検討経緯について

2. 特定計量の定義・基準案について

3. 特定計量制度に係るガイドライン案の内容について

(1) 特定計量の定義・要件（構築小委 論点②）

(2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

① 特定計量に使用する計量器に係る基準

(ア) 公差 / (イ) 構造 / (ウ) 検査方法 / (エ) 検査主体 /
(オ) 使用期間

② 特定計量をする者（届出者）に係る基準

(ア) 説明責任 / (イ) 苦情等処理体制 / (ウ) 台帳の作成・保管 /
(エ) その他特定計量を適正に遂行するための措置

③ その他

(ア) 大規模需要家の特例 / (イ) 他の規格等の適用

4. 特定計量制度の運用等について

(1) 業務フローの基本的考え方（構築小委 論点①）

(2) 措置命令基準（構築小委 論点④）

(3) 事業者の届出内容（構築小委 論点⑤）

(4) 事業者の変更届出内容（構築小委 論点⑥）

(5) 届出事業者に求める報告内容（構築小委 論点⑦）

- 近年、家庭等の太陽光発電やEVなどの分散リソースの普及に伴い、**リソースごとの取引やネガワット取引など、新たな取引ニーズが出現（需要家のプロシューマ化）**。
また、このような取引に用いる電気計量について、リソースに付随する機器（パワーコンディショナー、EVの充放電設備など）の利用ニーズが高まっている。
- 他方、現行の電気計量制度では、全ての取引に係る電力量の計量について、**計量法に基づく型式承認又は検定を受けた計量器**を使用することが必要。
- しかしながら、こうした新たな取引について、
 - 計量専用機器ではない**多様な機器や設備ごとに、それぞれ現行の型式承認等を実施することは現実的ではなく、**
 - また、既存の機器が適切な計量機能を有している場合であれば、**追加的に検定済みの計量器を設置することは合理的ではない**と考えられる。

<新たな電気取引ニーズにおいて想定される計量器の例>

機器	推定される誤差（計量性能）※
パワーコンディショナー	±5%程度
分電盤	±0.5%～±10%程度
コンセント型計量器	±2%～±10%程度
電気自動車充放電設備	±2%～±5%程度

(参考) 電気計量制度の合理化の検討

第1回 特定計量制度及び差分計量に係る
検討委員会 (2020.9.4)資料2より抜粋

- このため、制度の合理化の観点から、家庭等の分散リソースを活用した新たな取引に限り、
 - 事前に届出を行なったアグリゲーター等の事業者に対し、適切な計量の実施を確保し、家庭等の需要家を保護する観点から、用いる計量器の精度の確保や需要家への説明を求め、
 - その届け出た取引に対しては、計量法の規定について適用除外とする制度について検討を行った。

第2回 持続可能な電力システム構築小委員会
(令和元年11月20日) 資料1より抜粋

● 太陽光発電を柔軟に取引可能とする

- 太陽光発電を設置している家庭において、パワーコンディショナーによる計量値を用いた取引を可能に。
- 太陽光発電の電気を、自分が売りたい事業者に対して、様々な価格で販売できることが期待される。

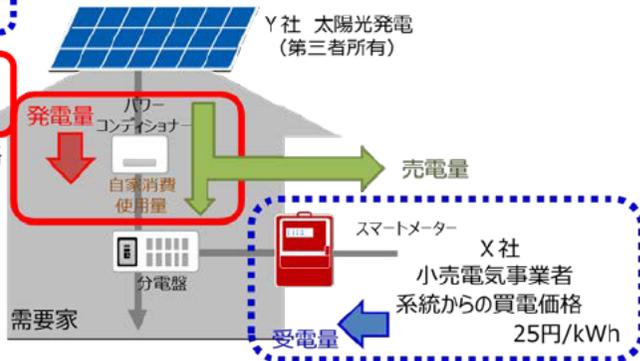
● EVを蓄電池として柔軟に取引可能とする

- EV充電設備を設置している家庭において、そのEV充電設備による計量値を用いた取引を可能に。
- EVを蓄電池として、市場価格が高いときに電気を売り、安いときに電気を買うといったサービスの出現が期待される。

従来の電気計
量制度を適用

新たな電気計
量制度を適用

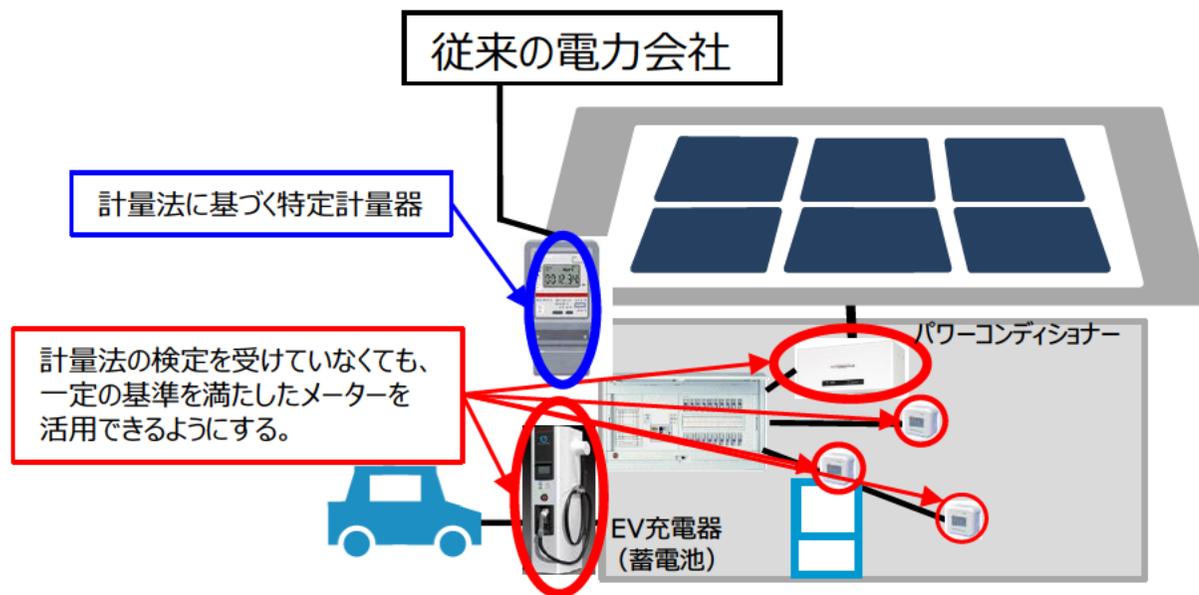
太陽光発電の買電価格
20円/kWh



エネルギー供給強靱化法と特定計量制度

第1回 特定計量制度及び差分計量に係る
検討委員会 (2020.9.4)資料2より抜粋

- 昨今の自然災害の頻発や、再生可能エネルギーの主力電源化等に対して、災害時の迅速な復旧や送配電網への円滑な投資、再生可能エネルギーの導入拡大等を図るため、「**強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律**（以下、「**エネルギー供給強靱化法**」という。）案」が国会に提出され、本年6月に成立。
- **エネルギー強靱化法**の改正事項として、分散型リソースの活用促進に向けた環境整備として、**電気計量制度の合理化を図る措置**（以下、「**特定計量制度**」という。）が盛り込まれた。



(参考) エネルギー供給強靱化法概要

第5回 持続可能な電力システム構築小委員会
(令和2年7月20日) 資料1より抜粋

背景と目的

自然災害の頻発

(災害の激甚化、被災範囲の広域化)

- 台風 (昨年の15号・19号、一昨年の21号・24号)
- 一昨年の北海道胆振東部地震 など

地政学的リスクの変化

(地政学的リスクの顕在化、需給構造の変化)

- 中東情勢の変化
- 新興国の影響力の拡大 など

再エネの主力電源化

(最大限の導入と国民負担抑制の両立)

- 再エネ等分散電源の拡大
- 地域間連系線等の整備 など

災害時の迅速な復旧や送配電網への円滑な投資、再エネの導入拡大等のための措置を通じて、強靱かつ持続可能な電気の供給体制を確保することが必要。

改正のポイント

1. 電気事業法

(1) 災害時の連携強化

- ① 送配電事業者に、**災害時連携計画**の策定を義務化。【第33条の2】
- ② 送配電事業者が**復旧等に係る費用**を予め積み立て、被災した送配電事業者に対して交付する**相互扶助制度**を創設。【第28条の40第2項】
- ③ 送配電事業者に、**復旧時**における自治体等への**戸別の通電状況等の情報提供**を義務化。また、平時においても、電気の使用状況等の**データを有効活用**する制度を整備。【第34条、第37条の3～第37条の12】
- ④ **有事**に経産大臣が**JOGMEC**に対して、**発電用燃料の調達を要請できる**規定を追加。【第33条の3】

(2) 送配電網の強靱化

- ① 電力広域機関に、**将来を見据えた広域系統整備計画**(プッシュ型系統整備)策定業務を追加。【第28条の47】
- ② 送配電事業者に、**既存設備の計画的な更新**を義務化。【第26条の3】
- ③ 経産大臣が送配電事業者の投資計画等を踏まえて**収入上限 (レベニューキャップ) を定期的****に承認**し、その枠内で**コスト効率化を促す託送料金制度**を創設。【第17条の2、第18条】

(3) 災害に強い分散型電力システム

- ① 地域において分散小型の電源等を含む配電網を運営しつつ、緊急時には独立したネットワークとして運用可能となるよう、**配電事業**を法律上位置付け。【第2条第1項第11号の2、第27条の12の2～第27条の12の13】
- ② 山間部等において電力の安定供給・効率性が向上する場合、**配電網の独立運用を可能に**。【第20条の2】
- ③ 分散型電源等を束ねて電気の供給を行う事業(**アグリゲーター**)を法律上位置付け。【第2条第1項第15号の2、第27条の30～第27条の32】
- ④ 家庭用蓄電池等の分散型電源等を更に活用するため、**計量法の規制を合理化**。【第103条の2】
- ⑤ 太陽光、風力などの小出力発電設備を報告徴収の対象に追加するとともに、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)による立入検査を可能に。(※併せてNITE法の改正を行う)【第106条第7項、第107条第14項】

(4) その他事項

電力広域機関の業務に再エネ特措法に基づく賦課金の管理・交付業務等を追加するとともに、その交付の円滑化のための借入れ等を可能に。【第28条の40第1項第8号の2、第8号の3、第2項、第28条の52、第99条の8】

2. 再エネ特措法 (電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)

(1) 題名の改正

再エネの利用を総合的に推進する観点から、題名を「**再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法**」に改正。【題名】

(2) 市場連動型の導入支援

固定価格買取(FIT制度)に加え、新たに、市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度(**FIP制度**)を創設。【第2条の2～第2条の7】

(3) 再エネポテンシャルを活かす系統整備

再エネの導入拡大に必要な地域間連系線等の**送電網の増強費用の一部を、賦課金方式で全国で支える**制度を創設。【第28条～第30条の2】

(4) 再エネ発電設備の適切な廃棄

事業用太陽光発電事業者に、**廃棄費用の外部積立**を原則義務化。【第15条の6～第15条の16】

(5) その他事項

系統が有効活用されない状況を是正するため、認定後、一定期間内に運転開始しない場合、当該認定を失効。【第14条】

3. JOGMEC法 (独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法)

(1) 緊急時の発電用燃料調達

有事に民間企業による**発電用燃料**の調達が困難な場合、電気事業法に基づく経産大臣の要請の下、JOGMECによる**調達を可能に**。【第11条第2項第3号】

(2) 燃料等の安定供給の確保

- ① **LNG**について、**海外の積替基地・貯蔵基地**を、JOGMECの**出資・債務保証業務**の対象に追加。【第11条第1項第1号、第3号】
- ② **金属鉱物**の**海外における採掘・製錬事業**に必要な資金について、JOGMECの**出資・債務保証業務**の**対象範囲を拡大**。【第11条第1項第1号、第3号】

(参考) 電気事業法の改正内容 (特定計量に係る部分の抜粋)

令和4年4月1日 (施行予定)

(特定計量の届出等)

- 第三条の二 電力の取引又は証明（計量法（平成四年法律第五十一号）第二条第二項に規定する取引又は証明をいう。）における法定計量単位（同法第八条第一項に規定する法定計量単位をいう。）による計量（同法第二条第一項に規定する計量をいう。）であつて、その適正を確保することが特に必要なものとして経済産業省令で定めるもの（以下この条、（苦情の申出）百十一条第四項及び（罰則）百十七条の六において「特定計量」という。）をする者は、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
 - 三 特定計量の内容
 - 四 特定計量の適正を確保するための措置の内容
 - 五 特定計量の開始の予定年月日
 - 六 その他経済産業省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出を行つた者（以下「届出者」という。）は、経済産業省令で定める基準に従つて、特定計量をしなければならない。
- 3 経済産業大臣は、届出者が前項の経済産業省令で定める基準に従つて特定計量をしていない場合において、電気の利用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出者に対し、その特定計量の中止又はその方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 計量法第十六条第一項及び第四十条から第四十八条までの規定は、第一項の規定による届出に係る特定計量に使用される電気計器については、適用しない。

特定計量制度の詳細制度に係る主な論点

- 第5回 **持続可能な電力システム構築小委員会**（以下、「**構築小委**」という。）において、下記の論点が示された。この中でも、特に事業者が従うべき基準の検討に当たっては、電気計量制度等の専門的な知見による検討が必要であることから、**新たに専門家や学識経験者、消費者団体等からなる検討委員会**を立ち上げ、御審議いただくこととされた。

第5回 持続可能な電力システム構築小委員会
(令和2年7月20日) 資料1より抜粋

【全体】

論点①：事前届出、事業者が従うべき基準、事業実施時等の業務フローの基本的考え方

【各論】

事前準備時

制度運用時

国

論点②：特定計量の定義・要件

- ・家庭等の太陽光発電のパワーコンディショナーや電気自動車の充電器などを想定。

論点③：届出事業者が従うべき基準

- ・特定計量に用いる計量器に係る基準(計測精度、試験方法等)。
- ・特定計量を行う者に係る基準(台帳の作成、苦情窓口の設定等)。

論点④：措置命令基準

- ・事業者からの報告内容に基づき、論点③に掲げる基準に照らし、必要があると認められる場合に、措置命令を講ずることが基本。

事業者

論点⑤：事業者の届出内容（施行規則）

- ・届出時に提出すべきデータ等。

論点⑥：事業者の変更届出内容

- ・どのような場合に変更届出を行うかの基準を含む。

論点⑦：届出事業者に求める報告内容

- ・届出事業者は、報告徴収の対象。どのような報告を求めることにより、基準に従った計量を行っているかを担保するか。

(参考) 各論点の詳細及び留意事項

第5回持続可能な電力システム構築小委員会(2020.7.20)資料1より抜粋

論点	詳細及び留意事項
論点①： 事前届出、事業者が従うべき基準、事業実施時等の業務フローの基本的考え方	<p>電気計量制度を、令和4年4月1日に円滑に開始するため、特定計量に用いる計量器に係る基準や、特定計量を行う者に係る基準、特定計量を行う際のガイドライン等の<u>詳細検討のスケジュール及び制度を運用する際の業務フロー</u>等について整理が必要。</p>
論点②： 特定計量の定義・要件	<p>計測対象や使用環境、取引対象等が特定されている家庭等の<u>太陽光発電のパワーコンディショナーや電気自動車の充電器</u>など、その定義・要件を具体化することが必要。</p>
論点③： 届出事業者が従うべき基準	<p>届出事業者が従うべき基準には、①<u>特定計量に用いる計量器に係る基準</u>（計測精度、使用環境、検査方法、使用期間等）、②<u>特定計量を行う者に係る基準</u>（適正な計量の適切な実施、需要家対応等）をそれぞれ規定することが必要ではないか。 <small>※ 一般送配電事業者の送配電網を介した取引を行う場合は、託送や市場制度に係る課題について整理が必要。</small></p>
論点④： 措置命令基準	<p>改正電気事業法では、届出事業者が「基準に従って特定計量をしていない場合」には、「特定計量の中 止又はその方法の改善その他の必要な措置」を命令をすることができることとされている。特定計量が「基準」に従い適切に実施されていることを定期的な報告徴収により把握し、届出事業者に基準違反のおそれがある場合には、<u>追加の報告徴収や立入検査</u>を実施し、違反が認められた場合には<u>措置命令</u>等を行うことが必要。</p>
論点⑤： 事業者の届出内容（施行規則）	<p>事業者は、改正電気事業法において「特定計量の内容」、「特定計量の適性を確保するための措置の内容」等について、届け出なければならないこととされている。この具体的な届出内容については、<u>届出事業者が従うべき基準に照らして検討すること</u>となるが、例えば、使用する計量器及びその仕様、使用環境、不正防止、相談窓口の設置等を届け出ることとし、これらの<u>妥当性が説明できるデータ</u>等についても提出を求めることが必要ではないか。</p>
論点⑥： 事業者の変更届出内容	<p>事業者は、届出内容に変更が生じた場合（使用する計量器や使用環境等の変更など）には、<u>変更届出を提出しなければならない</u>。一方で、特定計量を実施する場所が追加になった場合（<u>顧客の追加</u>）などについては、<u>アグリゲーター等の事業の実態に配慮しつつ、定期的な報告徴収</u>において、情報の提出を求めることとしてはどうか。</p>
論点⑦： 届出事業者に求める報告内容	<p>特定計量を行う事業者が、基準に則り、適切に計量を行っていること等を確認する観点から、定期的に、例えば、特定計量の実施数、実施場所、異常の発生件数、苦情の件数等について報告を求めることが必要ではないか。</p>

本委員会での検討について

- 第5回構築小委において、特定計量制度の基準の検討を、専門家等からなる検討委員会により行うこととされたことを踏まえ、本委員会を昨年9月に立ち上げ検討を開始した。
- 特定計量の定義・要件や届出者が従うべき基準（特定計量に使用する計量器に係る基準や、特定計量をする者（届出者）に係る基準）等の省令等で定めるべき事項や、それらの詳細解釈等を示したガイドライン等について整理し、構築小委に報告することとされている。

特定計量制度及び差分計量に係る検討委員会 委員

構成	種別	所属、役職	氏名 ※敬称略
委員	学識経験者	慶應義塾大学 名誉教授	本多 敏
		東京大学 生産技術研究所 特任教授	岩船 由美子
	認証・試験機関	国立研究開発法人産業技術総合研究所 計量標準総合センター 計量標準普及センター 法定計量管理室 室長	三倉 伸介
		日本電気計器検定所 理事 検定管理部長	加曾利 久夫
	機器製造事業者	一般社団法人 日本電機工業会	北川 晃一 (株東芝)
		一般社団法人 日本電気計測器工業会 製品別部会 電力量計委員会 委員長	尾関 秀樹 (オムロン株)
	取引者 (サービス事業者等)	電気事業連合会 工務部 部長	黒川 冬樹 (東光東芝メーターシステムズ株)
		ダイヤモンドスポンス推進協議会	菅 弘史郎
	消費者団体	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事 東日本支部長	草野 吉雅 (京セラ株)
	行政機関		資源エネルギー庁 電力産業・市場室 室長
		資源エネルギー庁 電力産業・市場室 室長補佐	下村 貴裕
		経済産業省産業技術環境局 計量行政室 室長	山中 悠揮
		資源エネルギー庁 新エネルギーシステム課 課長補佐	大崎 美洋
事務局	委託事業者	三菱総合研究所 主任研究員	佐久間 康洋
		三菱総合研究所 主任研究員	実島 哲也 (浅岡 裕)
	認証・試験機関	特定計量 日本電気計器検定所 検定管理部 検定管理グループマネージャー	片岡 紳一
		差分計量 日本電気計器検定所 検定管理部 検定研究グループマネージャー	渡邊 昇五

第8回構築小委での議論について

- 本検討委員会による最終的な報告に先立ち、第8回構築小委において、検討状況の報告を行った。その際の委員からの主な意見は下記の通り。
 - 分散型リソースを普及・有効活用するためには、需給調整市場などを通じて取引できることが重要。
 - 公正な競争環境の確保や実務的な課題に配慮しつつ、将来的には市場取引においても特定計量を使用できるように検討していただきたい。
 - 計量専門委員会においてしっかり議論されているということがわかった。
 - 取引の相手方との書面等の交付についてはDX などの話もあるところ、デジタルオンリーにできないか、など思うところはあるが、引き続きしっかり検討していただきたい。

ワーキンググループでの検討について

- 昨年10月に、**特定計量制度及び差分計量に係るワーキンググループ**（以下、「WG」という。）を**設置**し、**基準等の詳細の議論**を行い、**委員会で検討するための基準案・ガイドラインに記載する事項**の検討を行った。
- 第2回検討委員会の議論を踏まえ、第5回WG（1月26日）において、本委員会へ報告するための、**基準案及びガイドライン案等**について議論を行った。

＜開催日程＞ 第1回 2020年10月6日（火）、第2回 2020年11月4日（水）、
第3回 2020年11月25日（水）、第4回 2020年12月9日（水）、第5回 2021年1月26日（火）

特定計量制度及び差分計量に係る検討委員会 WGメンバー

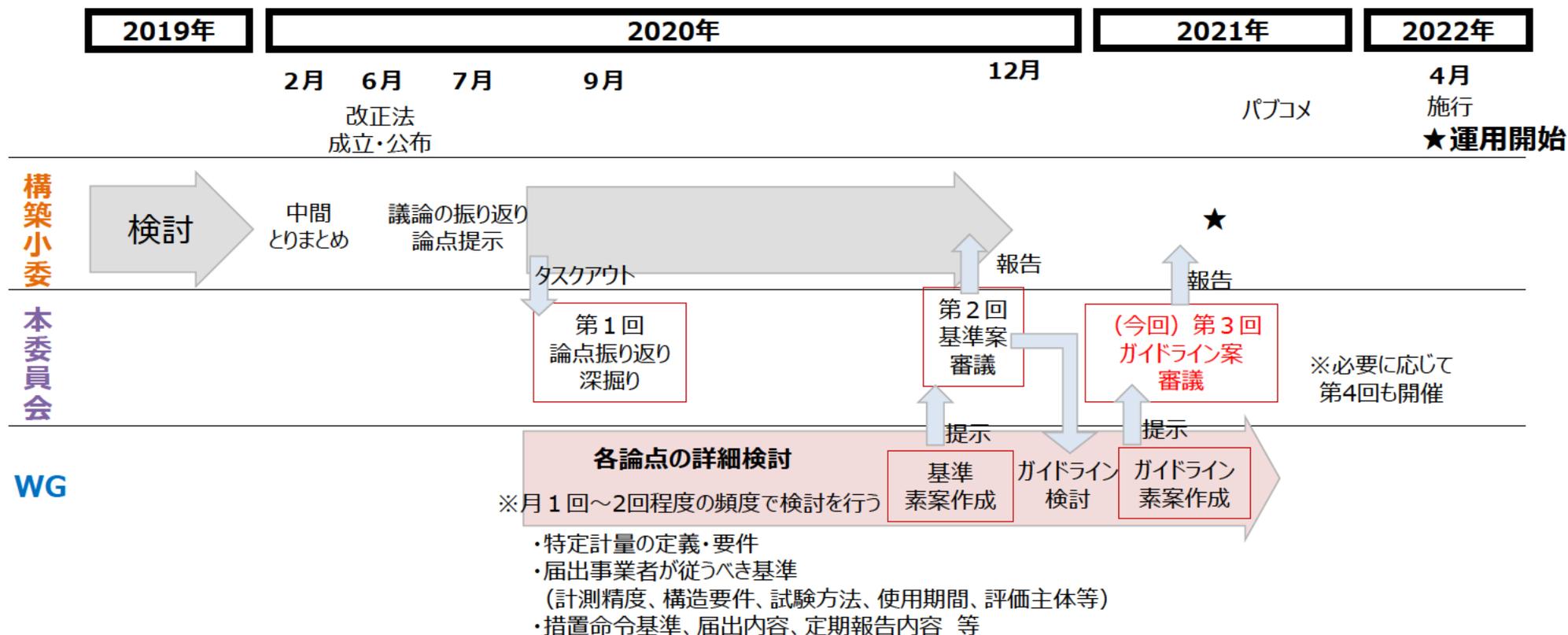
構成	種別	所属、役職	氏名
メンバー	認証・試験機関	日本電気計器検定所 検定管理部 検定管理グループマネージャー	片岡 紳一
		日本電気計器検定所 検定管理部 検定研究グループマネージャー	渡邊 昇五
	機器製造事業者	一般社団法人日本電機工業会 HEMS専門委員会 VPP分科会主査	北川 晃一（㈱東芝）
		一般社団法人日本電機工業会 HEMS専門委員会 委員長	尾関 秀樹（オムロン㈱）
		一般社団法人 日本電気計測器工業会 製品別部会 電力量計委員会 委員長	黒川 冬樹（東光東芝メーターシステムズ㈱）
	取引者 (サービス事業者等)	電気事業連合会 工務部 副部長	川口 龍一
ダイヤモンドスポンス推進協議会 副理事長		草野 吉雅（京セラ㈱）	
行政機関		資源エネルギー庁 電力産業・市場室 室長補佐	山中 悠揮
		資源エネルギー庁 電力産業・市場室 係長	有波 詩織
		経済産業省産業技術環境局 計量行政室 室長補佐	横山 康之
		資源エネルギー庁 新エネルギーシステム課 課長補佐	佐久間 康洋
事務局	委託事業者	三菱総合研究所 主任研究員	実島 哲也
		三菱総合研究所 主任研究員	小林 アンナ
	認証・試験機関	日本電気計器検定所 経営企画室 アシスタントマネージャー	山外 昭博
		日本電気計器検定所 経営企画室 アシスタントマネージャー	蓬田 洋人

(参考) 今後の検討スケジュールについて

第1回 特定計量制度及び差分計量に係る
検討委員会 (2020.9.4)資料2 一部改定

- 特定計量制度については、2022年4月1日の施行を予定。
- 本委員会では、**年内に、定義・要件や事業者が従うべき基準等**（省令で定めるべき事項）の素案を作成する。また、それを踏まえ、**年度内に、詳細解釈等を示したガイドライン等の取りまとめ**を行う。

特定計量制度の検討スケジュール(案)



1. 特定計量制度の検討背景・制度創設・検討経緯について

2. 特定計量の定義・基準案について

3. 特定計量制度に係るガイドライン案の内容について

(1) 特定計量の定義・要件（構築小委 論点②）

(2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

①特定計量に使用する計量器に係る基準

**(ア) 公差 / (イ) 構造 / (ウ) 検査方法 / (エ) 検査主体 /
(オ) 使用期間**

②特定計量をする者（届出者）に係る基準

**(ア) 説明責任 / (イ) 苦情等処理体制 / (ウ) 台帳の作成・保管 /
(エ) その他特定計量を適正に遂行するための措置**

③その他

(ア) 大規模需要家の特例 / (イ) 他の規格等の適用

4. 特定計量制度の運用等について

(1) 業務フローの基本的考え方（構築小委 論点①）

(2) 措置命令基準（構築小委 論点④）

(3) 事業者の届出内容（構築小委 論点⑤）

(4) 事業者の変更届出内容（構築小委 論点⑥）

(5) 届出事業者に求める報告内容（構築小委 論点⑦）

2. 特定計量の定義・基準案について

- WGを5回開催し、本委員会への報告するための、定義・基準案について議論を行った。

※下記の特定計量の定義・計量器に係る基準案は、コンセプトを示したものであり、省令化の際に法制的な観点等から、資源エネルギー庁において、趣旨に変更のない範囲において文言や表現、条番号等の見直しを行うこととする。

特定計量の定義・基準案

(特定計量の定義)

第一条 特定計量は次のいずれも満たす計量とする。

- 1 リソース等の単位で計量対象が特定された計量
- 2 一定の規模（原則500kW（注1））未満の計量
（注1）ただし、規格等がある場合は、規格等が定める上限に従うこととする
- 3 計量法に基づく検定証印等（注2）が付されている計量器であって、検定証印等の有効期間を経過しないものを使用する計量は除く

（注2）計量法第72条第1項の検定証印又は同法第96条第1項の表示

2. 特定計量の定義・基準案について（続き）

（計量器に係る基準）

第二条 特定計量に使用する計量器について、次のいずれにも適合するものであること。

（公差）

1 適正な計量を行うために必要な計測精度が確保されていること。

（構造）

2 その構造が次のいずれにも適合するものであること。

（表記）

一 特定計量に使用する計量器を適切に管理するために必要な事項（製造事業者名、型名等）が見やすい箇所に明瞭に、かつ、消滅しないように表記されていること。

（表示）

二 必要に応じて計量値を確認できる機構又は機能等を有すること。

（封印等）

三 計量機能の不正な変更ができないような機構又は機能等を有すること。

（性能）

四 基本性能その他の適正な計量を行うために必要な性能を有すること。

（検査方法、検査主体）

3 定義・基準案第2条第1項（公差に係る基準）及び同条第2項第4号（構造のうち性能に係る基準）に係る基準への適合性を確認するために必要な能力及び体制を有する者により適切な検査が実施されていること。

（使用期間）

4 使用する計量器やその取引の性質等に応じて、定期的な点検又は取替え等が実施されていること。

2. 特定計量の定義・基準案について（続き）

（特定計量をする者に係る基準）

第三条 届出者は次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

（説明責任）

1 取引の相手方に対し次の事項について書面等を交付して説明を行うこと。

（苦情等処理体制）

2 取引の相手方からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理すること。また、苦情等の内容及び改善措置について記録をすること。

（台帳の作成・保管）

3 取引に関する事項（特定計量に係る取引の相手方、計量対象、特定計量の開始日及び計量器の合理的な使用期間満了日等）について、台帳を作成し、保管をすること。

（その他特定計量を適正に遂行するための措置）

4 その他特定計量を適正に遂行するための措置（セキュリティ・改ざん対策、データの保存等）が講じられていること。

1. 特定計量制度の検討背景・制度創設・検討経緯について

2. 特定計量の定義・基準案について

3. 特定計量制度に係るガイドライン案の内容について

(1) 特定計量の定義・要件（構築小委 論点②）

(2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

①特定計量に使用する計量器に係る基準

(ア) 公差 / (イ) 構造 / (ウ) 検査方法 / (エ) 検査主体 /
(オ) 使用期間

②特定計量をする者（届出者）に係る基準

(ア) 説明責任 / (イ) 苦情等処理体制 / (ウ) 台帳の作成・保管 /
(エ) その他特定計量を適正に遂行するための措置

③その他

(ア) 大規模需要家の特例 / (イ) 他の規格等の適用

4. 特定計量制度の運用等について

(1) 業務フローの基本的考え方（構築小委 論点①）

(2) 措置命令基準（構築小委 論点④）

(3) 事業者の届出内容（構築小委 論点⑤）

(4) 事業者の変更届出内容（構築小委 論点⑥）

(5) 届出事業者に求める報告内容（構築小委 論点⑦）

3. (1) 特定計量の定義・要件 (構築小委 論点②)

- 届出者が行う**特定計量の定義**は、下記を満たす全ての計量としてはどうか。
 - ① リソース等の単位で**計量対象が特定された計量**
 - ② **一定の規模 (原則500kW) 未満の計量**
 - ③ 計量法に基づく検定証印等 (注) が付されている計量器であって、検定証印等の有効期間を超過しないものを使用する計量は除く
(注) 計量法第72条第1項の検定証印又は同法第96条第1項の表示
- 本制度の対象から、明示的に、計量法に基づく検定等が実施された計量器を除く観点から、定義に「計量法に基づく検定証印等が付されている計量器であって、検定証印等の有効期間を超過しないもの」を追加した。

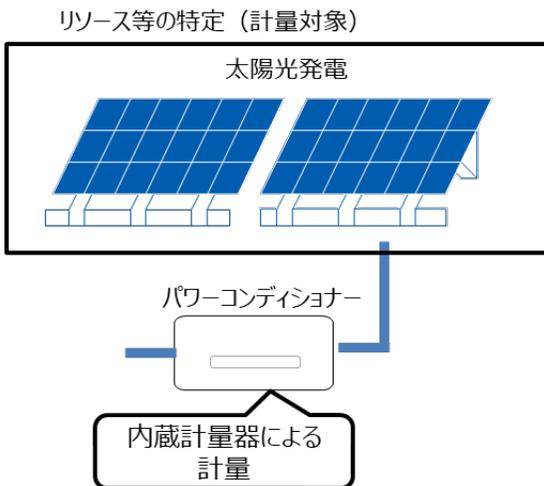
3. (1) 特定計量の定義・要件 リソース等の単位で計量対象が特定された計量 ガイドライン(案)P6

- 特定計量の定義の「リソース等の単位で計量対象が特定された計量」については、**太陽光発電量やEVの充放電量などのリソース等の単位で、計量する電力量が特定されている**こととする。
- なお、「リソース等」には、太陽光発電設備やEV等のエネルギーリソースの他、エアコンや照明等の**電力を消費する電気機器も対象に含まれる**。
- WGにおいて整理された「計量対象が特定された計量」の具体例は以下のとおり。

「計量対象が特定された計量」について
(特定計量制度の対象)

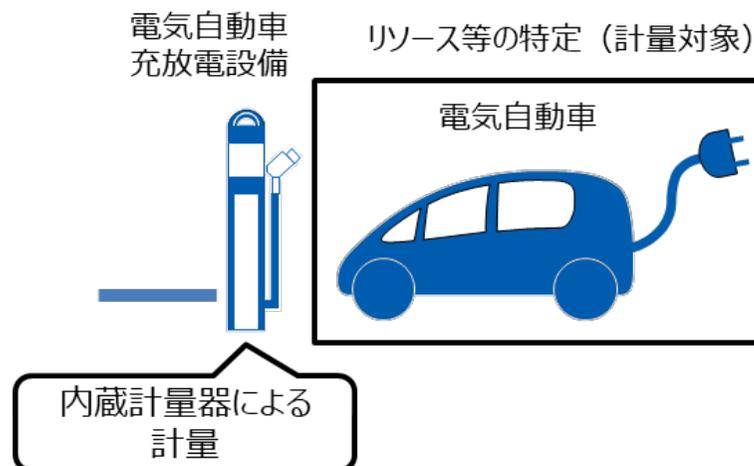
【パワーコンディショナー】

- ・パワーコンディショナーで「太陽光発電量」を計量する場合



【電気自動車の充放電設備】

- ・充電器で「電気自動車の充放電量」を計量する場合



3. (1) 特定計量の定義・要件 (続き)

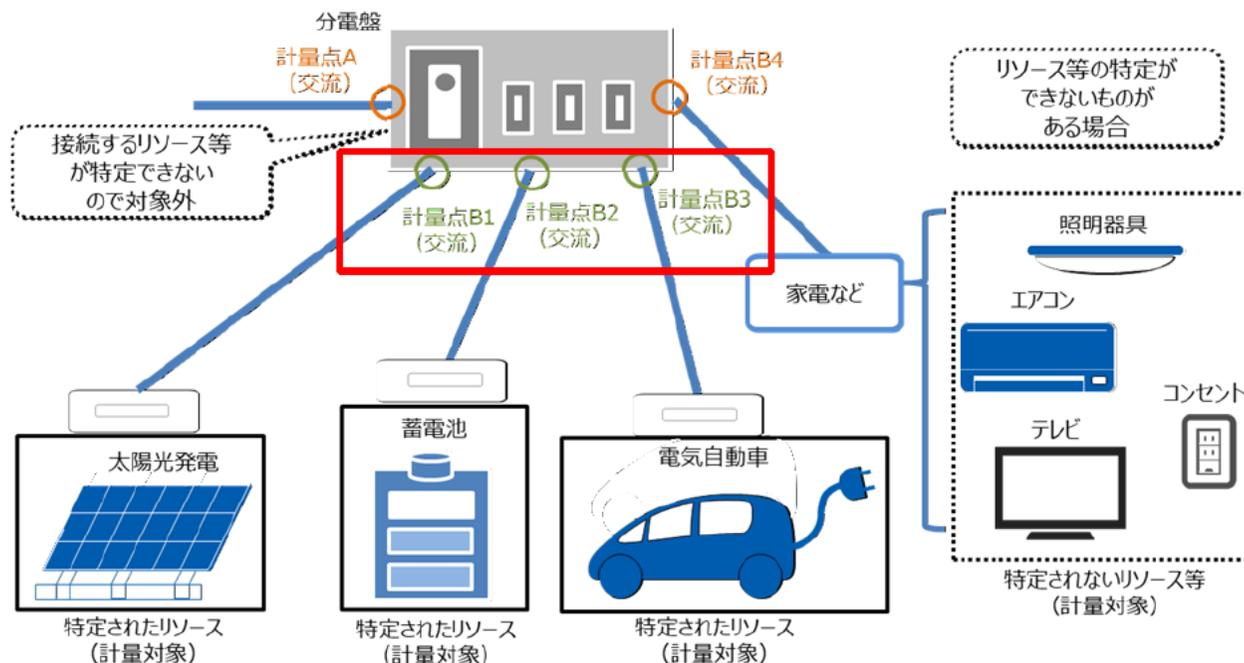
「計量対象が特定された計量」について (続き) (特定計量制度の対象)

【分電盤】

・分電盤の分岐先に接続される機器が特定されている場合

分電盤の分岐先にある「太陽光発電量」、「蓄電池の充放電量」、「電気自動車の充電量」をそれぞれ計量する場合については、本制度の対象となる。(下図計量点B1、B2、B3)

※ただし、それぞれの計量を行うことについて、必要な試験等を実施していることが求められる。



※接続するリソース等が特定できない場合については、本制度の対象とはならない。

(上図：計量点A及び計量点B4)

3. (1) 特定計量の定義・要件 (続き)

「計量対象が特定された計量」について (続き)
(特定計量制度の対象)

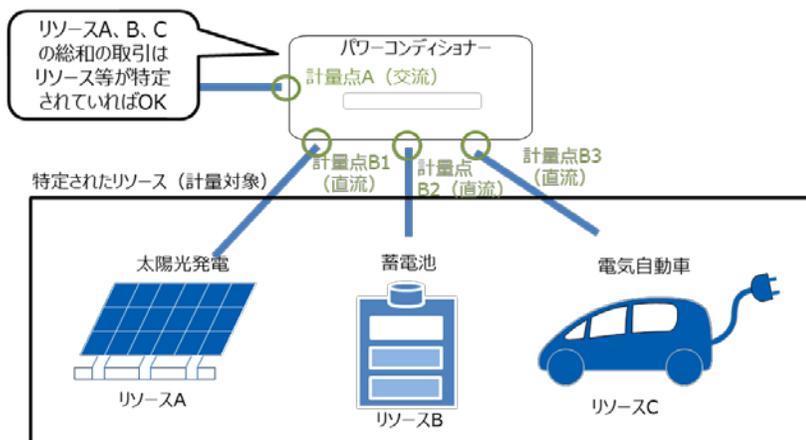
【マルチ入力PCS (按分計量なし)】

・マルチ入力PCSに接続する各リソースの合計値の計量及びDC端での個別の計量

・マルチ入力PCSの合計の出力 (AC端) を計量し、取引に使用する場合、リソース等の合計の発電量若しくは消費電力量を計量する場合であっても、計量対象が全て特定されている場合には本制度の対象に含まれる。(下図：計量点A)

・個別のリソース等をそれぞれ計量 (DC端) し、取引等に使用する場合には本制度の対象に含まれる。(下図：計量点B1~B3)

※なお、まとめた計量やそれぞれの計量を行うことについて、必要な試験等を実施していることが求められる。



【コンセント型計量器】

・計測対象と一体不可分になったコンセント型計量器

・コンセント型の小型の計量器等は、コンセントの抜き差し等で計量対象を容易に変更できることが考えられるため、構造上、計量対象と一体不可分になっている等により、計量対象が特定でき、届け出た対象以外に使用されないための措置がなされている場合に限り、本制度の対象に含まれる。

・届け出た対象以外に使用されないための措置の内容は、物理的構造による措置 (※1) の他、構造によらない運用 (※2) で担保する方法も含まれる。なお、当事者間の取り決め等 (※3) により担保する場合は、取引規模に対して、十分に実効性があるルールであることが求められる。

※1 計量対象の機器自体に小型の計量器等が内蔵されている場合や、物理的な構造により一体不可分になっている場合、外部にねじ等で繋がれている場合等

※2 計量器に電流が常に流れていることを確認する等、異なる機器が接続されないことを確認する仕組みや、一体性が損なわれた場合に取引が機械的に停止される仕組み等を取り入れる場合等

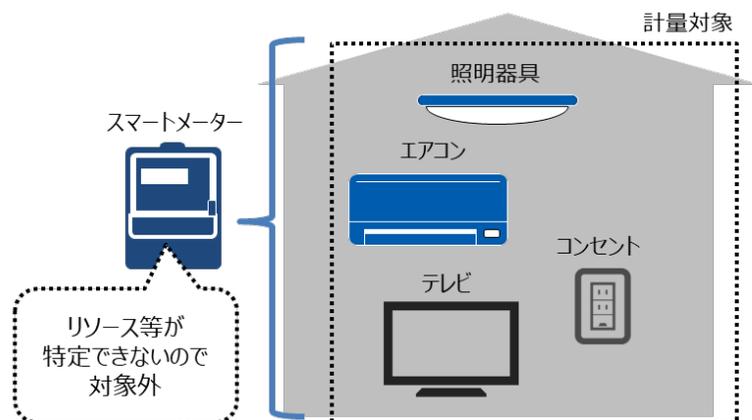
※3 届出を行った者が設置先の需要家等に対し、一体性を損なう行為を禁止し、一体性を損なうことをした場合に違約金を取る等のルールを課す場合等

3. (1) 特定計量の定義・要件 (続き)

「計量対象が特定されていない計量」について (特定計量制度の対象とならない)

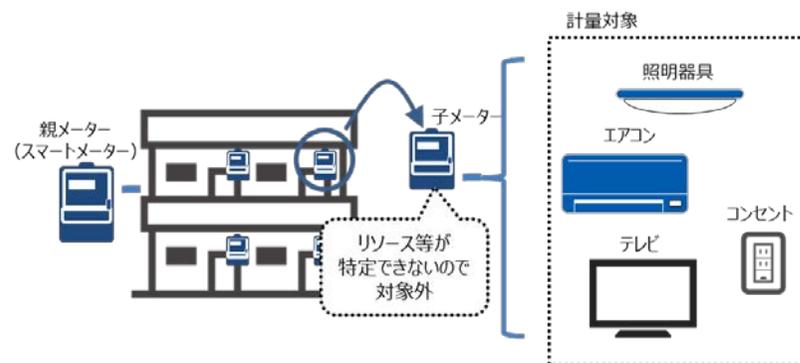
【需要家の受電点メーター(スマートメーター等)】

- ・需要家が使用する電気機器が多様で特定できない場合①
- ・スマートメーターによる従来の電気計量が行われている箇所等、需要家が使用する電気機器が多様で特定できない場合は、本制度の対象とならない。



【需要家の子メーター(スマートメーター等)】

- ・需要家が使用する電気機器が多様で特定できない場合②
- ・貸しビル、アパート等の集合施設において、電力量を配分し料金の精算に使用される子メーター等、一般的な住居等のように子メーターの先で使用される電気機器が特定できない場合は、本制度の対象とならない。

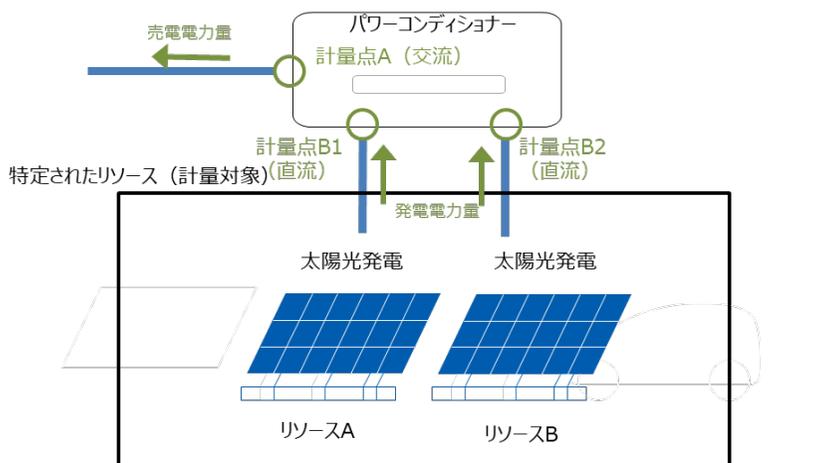


3. (1) 特定計量の定義・要件 (続き)

(参考) 特定計量におけるマルチ入力PCSの按分計量の取り扱い

【特定計量の対象となる例】

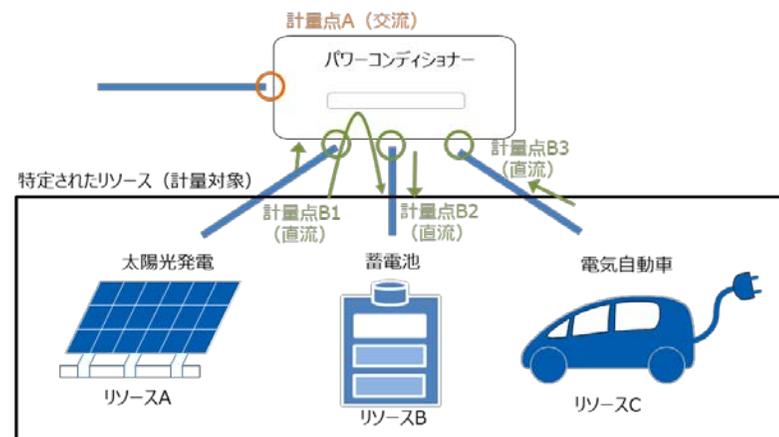
- どのリソース等に基づくものかを特定し、適正に按分することができる場合
- マルチ入力PCSで、複数のリソース等をまとめて計量（AC端）した値を、それぞれのリソース毎に計量した値（DC端）に基づいて按分をする場合は、**リソース等の潮流の向きが同じ場合等**、現行の按分計量の考え方に従い適正に按分することができる場合に限り、本制度の対象に含まれる。
(下図：計量点Aの計量値を計量点B1とB2で按分)



$$\begin{aligned} \text{リソースA由来の電力量} &= \text{計量点A} \times \text{計量点B1} / (\text{計量点B1} + \text{計量点B2}) \\ \text{リソースB由来の電力量} &= \text{計量点A} \times \text{計量点B2} / (\text{計量点B1} + \text{計量点B2}) \end{aligned}$$

【特定計量の対象とならない例】

- どのリソース等に基づくものかを特定し、適正に按分することが困難な場合
- **リソース等の潮流方向が異なる場合等**、出力側（AC端）で計量した値を、適正に按分できない場合は本制度の対象には含まれない。(下図：計量点Aを計量点B1、B2、B3で按分)
- ただし、按分方法の工夫等により、按分計量による影響を限定できる場合については、その影響を取引相手に説明し、その影響が特定計量で許容している精度と遜色ない場合には、本制度の対象に含まれる。



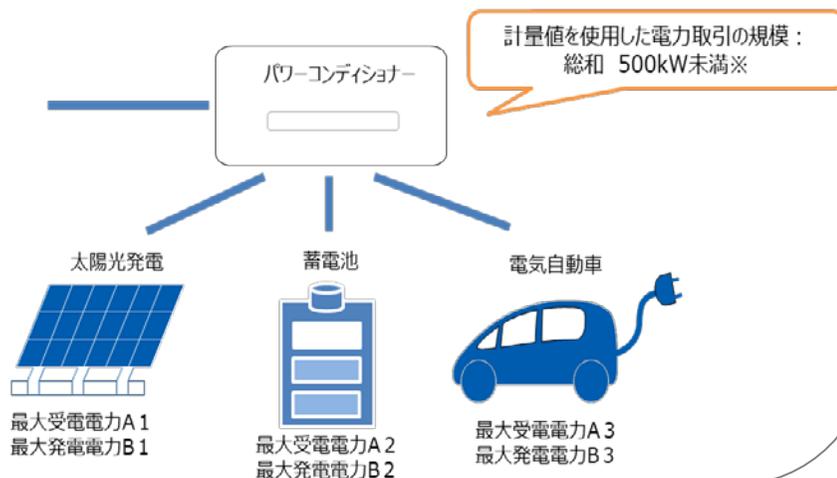
3. (1) 特定計量の定義・要件 (続き) 一定の規模 (原則500kW) 未満の計量

- 特定計量の定義の「一定の規模」については、計量器の計量点での電力の大きさを指し、特定されたリソース等の消費電力又は出力電力が500kW未満であることを原則 (注) とする。

(注) リソース等の消費電力及び出力電力は、当該機器の定格値を基本とする。ただし、通常想定される使用状況において、取引規模が500kW未満となることが担保できる場合など、取引規模についての合理的な説明が可能な場合においては、リソース等の定格値が一定規模以上であっても、定格値とは異なる規模を取引に使用する最大電力とすることも可能とする。(例えば、太陽光発電設備の出力よりも、パワーコンディショナーの出力が小さいなど、一定規模未満に出力を制御することが可能な場合や、ブレーカーが設置されている等により一定規模以上の電力の流れを遮断できる場合等。)

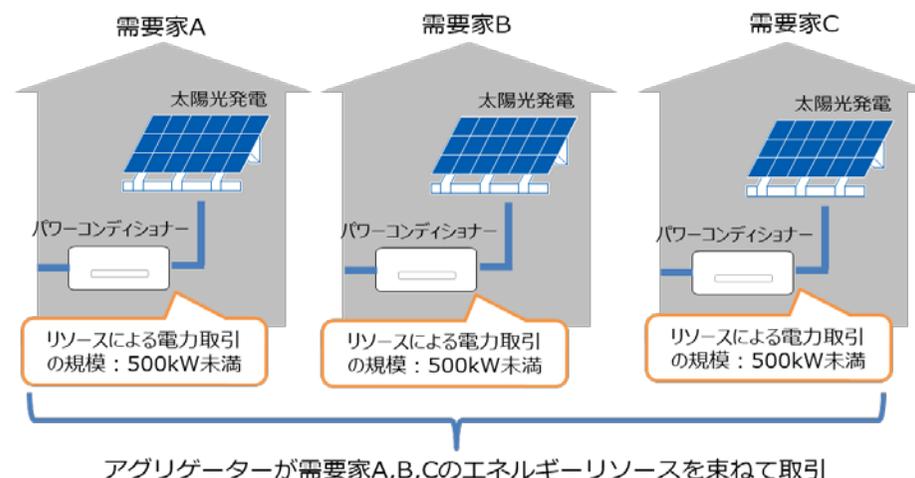
【例：複数のリソース等を1つの機器でまとめて計量する場合の考え方】

- 複数のリソース等を1つの機器で束ねて計量 (AC端) し、その値を取引等に使用する場合、特定されたリソース等の消費電力の総和及び出力電力の総和が500kW未満であることを原則とする。
- ※個別のリソース等をそれぞれ計量 (DC端) し、取引等に使用する場合は、それぞれの計量点でが500kW未満であることとする。



【例：アグリゲーター等が個々の計量値を束ねて取引等を行う場合の考え方】

- アグリゲーター等が計量値を束ねて取引等を行う場合の「一定の規模」については、各リソース等を束ねた後の合計値ではなく、それぞれの計量器の計量点単位で判断する。



1. 特定計量制度の検討背景・制度創設・検討経緯について

2. 特定計量の定義・基準案について

3. 特定計量制度に係るガイドライン案の内容について

(1) 特定計量の定義・要件（構築小委 論点②）

(2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

①特定計量に使用する計量器に係る基準

**(ア) 公差 / (イ) 構造 / (ウ) 検査方法 / (エ) 検査主体 /
(オ) 使用期間**

②特定計量をする者（届出者）に係る基準

**(ア) 説明責任 / (イ) 苦情等処理体制 / (ウ) 台帳の作成・保管 /
(エ) その他特定計量を適正に遂行するための措置**

③その他

(ア) 大規模需要家の特例 / (イ) 他の規格等の適用

4. 特定計量制度の運用等について

(1) 業務フローの基本的考え方（構築小委 論点①）

(2) 措置命令基準（構築小委 論点④）

(3) 事業者の届出内容（構築小委 論点⑤）

(4) 事業者の変更届出内容（構築小委 論点⑥）

(5) 届出事業者に求める報告内容（構築小委 論点⑦）

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

① 特定計量に使用する計量器に係る基準 (ア) 公差

- WGでは、改めて、**新たな電力取引を行おうとする届出者が、幅広い精度階級から、取引当事者間のニーズ等を踏まえて柔軟に選択できるようにするとともに、より良い公差を選択することをインセンティブとする観点から、下表の通り、確保すべき使用中の公差を0.9%～10%まで7段階に分け、取引規模に応じ、下表の範囲Aの公差から選択して取引を行うことを基本とすることとされた。**
- なお、下表の範囲Bの公差で取引を行う場合は、計量器の誤差による具体的な取引金額等への影響を取引の相手方に説明する等、**範囲A内で取引を行う際よりも、丁寧な説明責任を果たすことが必要。**
- これにより、今まで取引の対象とならなかった**小規模なリソース等の活用が進む**ことが期待される。

<公差の基準案>

適正な計量を行うために必要な計測精度が確保されていること。

※公差とは、誤差（計量値から真実の値を減じた値のその真実の値に対する割合）の絶対値で表される許容差をいう。

※公差は、リードスケール誤差の許容差を表している。リードスケール誤差とは測定値の大きさにかかわらず、表示値に対して何%の誤差があるかという考え方である。

※変成器と計量器が一体の機器となっている場合等については、一体の機器として試験を実施する必要がある。

			取引規模							
公差	階級	使用前等検査時の公差	使用中の公差	～4kW	～10kW	～50kW	～100kW	～500kW	一般送配電事業者の送電網を介した取引	需要場所で行う取引
	n1	0.5%	0.9%	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線		
	n2	1.0%	1.7%	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線		
	n3	2.0%	3.0%	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線		
	n4	3.0%	4.0%	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線		
	n5	4.0%	5.0%	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線		
	n6	5.5%	7.0%	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線		
	n7	8.0%	10.0%	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線		



…範囲A：届出者が任意で選択可能な範囲



…範囲B：届出者が追加の条件を満たすことで選択可能となる範囲

(参考) 取引規模と取引例について

取引規模	取引イメージ	理由
~4kW	一般家庭の個別家電、家庭用蓄電池等の電力消費量の取引等	<ul style="list-style-type: none"> 一般家庭の個別家電を概ねカバーできる規模。
~10kW	家庭等における太陽光発電量やEV充電量（普通充電設備）の取引等	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備については、出力10kW未満が「住宅用」と整理されている。 EV普通充電設備での充電は主に3~6kWで行われる。
~50kW	家庭や法人等の太陽光発電量やEV充電量（急速充電器）の取引等	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備については、出力10kW以上が「産業用」と整理されている。 EV急速充電設備は主に最大出力50kW未満。
~100kW	工場・施設等の中規模太陽光発電量の取引やEV充電量（急速充電器）の取引等	<ul style="list-style-type: none"> 出力50kW以上の太陽電池発電設備は「自家用電気工作物」と区分されている。
~500kW	工場・施設等の大規模太陽光発電量の取引やEV充電量（急速充電器）の取引等	<ul style="list-style-type: none"> 現行の計量制度における普通電力量計の取引規模が500kW未満である。

(参考) 計量機器の計測精度と最大影響額

＜参考＞ 計量機器の計測精度と最大影響額

		1時間あたりの使用電力量(kWh)に対する最大影響額			
取引電力量		2kWh	10kWh	100kWh	500kWh
取引金額		54円	270円	2,700円	13,500円
計量機器の例		コンセント型、 計量機器、 個別機器 (エアコン等)	太陽光発電設備 (小規模)、 EV充放電設備 (普通)、 パワーコンディショ ナー	太陽光発電設備 (大規模)、 EV充放電設備 (急速)	—
計 測 精 度	0.2%	0.1円	1円	5円	27円
	0.5%	0.3円	1円	14円	68円
	1.0%	0.5円	3円	27円	135円
	2.0%	1円	5円	54円	270円
	3.0%	2円	8円	81円	405円
	5.0%	3円	14円	135円	675円
	7.0%	4円	19円	189円	945円
	10.0%	5円	27円	270円	1,350円

※ 1kWhあたり27円/kWhで計算した場合

※ 最大影響額は、誤差ゼロの場合と比較したときの最大の金額差をさす。

「特定電気取引に関する計量課題研究会論点整理報告書」改

1. 特定計量制度の検討背景・制度創設・検討経緯について

2. 特定計量の定義・基準案について

3. 特定計量制度に係るガイドライン案の内容について

(1) 特定計量の定義・要件（構築小委 論点②）

(2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

①特定計量に使用する計量器に係る基準

(ア) 公差 / (イ) 構造 / (ウ) 検査方法 / (エ) 検査主体 /
(オ) 使用期間

②特定計量をする者（届出者）に係る基準

(ア) 説明責任 / (イ) 苦情等処理体制 / (ウ) 台帳の作成・保管 /
(エ) その他特定計量を適正に遂行するための措置

③その他

(ア) 大規模需要家の特例 / (イ) 他の規格等の適用

4. 特定計量制度の運用等について

(1) 業務フローの基本的考え方（構築小委 論点①）

(2) 措置命令基準（構築小委 論点④）

(3) 事業者の届出内容（構築小委 論点⑤）

(4) 事業者の変更届出内容（構築小委 論点⑥）

(5) 届出事業者に求める報告内容（構築小委 論点⑦）

3. (2) 届出者が従うべき基準 (構築小委 論点③)

① 特定計量に使用する計量器に係る基準 (イ) 構造 (表記、表示、封印等)

ガイドライン(案)P21

- WGでは、特定計量に使用する計量に係る基準のうち、「**構造**」については、現行の計量法における特定計量器検定検査規則や電力量計JIS等を参考に、**①表記**、**②表示**、**③封印等**、**④性能**に着目して整理を行うこととされた。
- 「**②表示**」については、計量器本体に表示することを要件とはせず、取引に必要な情報 (計量値の時系列データ等) を確認できる場合においては、**分離された表示モニタ**、**スマートフォンの端末等へ表示も可能**とされた。

<構造の基準案 (表記、表示、封印等、性能) >

その構造が次のいずれにも適合するものであること。

(表記)

- 一 特定計量に使用する計量器を適切に管理するために必要な事項 (製造事業者名、型名等) が見やすい箇所に明瞭に、かつ、消滅しないように表記されていること。

(表示)

- 二 必要に応じて計量値を確認できる機構又は機能等を有すること。

(封印等)

- 三 計量機能の不正な変更ができないような機構又は機能等を有すること。

(性能)

- 四 基本性能その他の適正な計量を行うために必要な性能を有すること。

検査等により性能を
満たしていることを
確認することが必要。

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

① 特定計量に使用する計量器に係る基準（イ）構造（表記、表示、封印等）（続き）

<表記、表示、封印等のガイドライン案（抜粋）>

ガイドライン(案)P21

「表記」

- ・本基準では、計量器等に、製造事業者名、製造年、製造番号、型の記号（型名）、定格値等の情報の表記を求めている。
- ・表記するスペースがない場合や表記が困難な計量器の場合は、QRコードなどのコード化された記号を表記することやその近傍に表記する事項を明示すること等の代替措置による対応も許容される。
- ・表記をシール等で行う場合、剥がれる恐れのある場合は、適切な措置を講じることが必要であり、何らかの原因で、表記が消滅した場合は、届出者が管理する台帳等に基づき、当該計量器を特定し、表記の修復を行うことが必要である。
- ・計量器の精度階級や選択した公差、使用可能な期間や次回点検日等の使用期間に関する情報については、計量器本体への表記は必須ではないが、契約書等により取引の相手方に対し説明をすることが必要である。
- ・また、本制度は届出者に対し、適正な計量を担保するための責務を課す仕組みであり、表記がなされていることは届出者の義務であることから、届出者の責任において当該表記を有することが確認されていることが必要である。

「表示」

- ・本基準では、取引の相手方等が計量値を確認できることを求めており、計量器本体に表示することを要件とはしていない。具体的には、その後の取引に必要な情報（計量値の時系列データ等を含む）を確認できる場合においては、分離された表示モニタ、スマートフォンの端末等へ表示する方法も許容される。（ただし、取引の相手方がスマートフォンやモニタ等の確認方法を有している又は取引の相手方に提供する場合に限る。）
- ・計量値を本体に表示しない場合において、取引の相手方等が計量値を確認するためには、以下のいずれも満たすことが重要であり、以下について必要な措置がとられていることが必要である。
 - i) 計量器と表示機構の組み合わせに間違いが生じないこと（例えば、隣家等の計量値が誤って表示されないこと）
 - ii) 分離された表示機構に計量値が正しく表示されること（計量値と異なる値が表示されないこと）

「封印等」

- ・本基準では、計量機能の改ざん等を防止する目的を果たすための計量器の外箱を封印する等の物理的な措置の他、不正アクセス等を防止するための措置や、これを検知する機能の搭載等ソフトウェアを利用した措置等を求めている。
- ・また、本制度は届出者に対し、適正な計量を担保するための責務を課す仕組みであり、使用する計量器が封印等に係る機構又は機能等を有することは届出者の義務であることから、届出者が計量機能の改ざん等を行うことも、当然にこの責務違反となる。また、届出者には、取引の相手方や第三者が、改ざん等を容易に行うことができないような対策を講じられることも求められる。この対策としては、上記のような措置の他、例えば取引の相手方が計量機器への不正なアクセス等を行い、改ざん等をした場合には、取引の相手方に違約金を科すなどの運用ルールによる措置も含まれる。

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

① 特定計量に使用する計量器に係る基準（イ）構造（性能）

ガイドライン(案)P24

- 構造要件のうち、「④性能」については、設置環境、使用方法（計量対象等）等を踏まえ、**基本性能、安全性能、耐久性能、耐ノイズ性能、耐候性能、その他性能**について、必要に応じて試験が実施されるなどにより、**性能が担保されていることが必要**とされた。

<「性能」の基準案>

- 基本性能その他の適正な計量を行うために必要な性能を有すること。

<各性能のガイドライン案（抜粋）>

i) 「基本性能」

電圧、電流等の計量器の計量性能に係る基本的な諸特性が変化した場合においても計量性能が担保されていること。

ii) 「安全性能」

絶縁性能の低下による漏電などの事故が起きないよう、基本的な安全性能が担保されていること。

iii) 「耐ノイズ性能」

設置環境や使用環境などにおいて想定されるノイズが、計量性能に大きく影響しないことが担保されていること。

iv) 「耐久性能」

設定した計量器の使用期間において、計量性能が維持されることが担保されていること。

v) 「耐候性能」

天候や特定地域の設置環境等において、計量性能が維持される構造であることが担保されていること。

vi) 「その他性能」

その他計量に影響を与える可能性がある事項がある場合、当該事項について試験を実施する等により計量性能が担保されていること。

1. 特定計量制度の検討背景・制度創設・検討経緯について

2. 特定計量の定義・基準案について

3. 特定計量制度に係るガイドライン案の内容について

(1) 特定計量の定義・要件（構築小委 論点②）

(2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

①特定計量に使用する計量器に係る基準

(ア) 公差 / (イ) 構造 / (ウ) 検査方法 / (エ) 検査主体 /
(オ) 使用期間

②特定計量をする者（届出者）に係る基準

(ア) 説明責任 / (イ) 苦情等処理体制 / (ウ) 台帳の作成・保管 /
(エ) その他特定計量を適正に遂行するための措置

③その他

(ア) 大規模需要家の特例 / (イ) 他の規格等の適用

4. 特定計量制度の運用等について

(1) 業務フローの基本的考え方（構築小委 論点①）

(2) 措置命令基準（構築小委 論点④）

(3) 事業者の届出内容（構築小委 論点⑤）

(4) 事業者の変更届出内容（構築小委 論点⑥）

(5) 届出事業者に求める報告内容（構築小委 論点⑦）

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

① 特定計量に使用する計量器に係る基準（ウ）検査方法（検査スキーム）

ガイドライン(案)P25

- WGでは、特定計量に使用する計量器が、「公差」及び「構造要件のうち性能」の基準に適合していることを確認するために必要な検査が特定計量を開始する前に実施されることが必要とされた。
 - 検査の実施スキームとして、現行の電気計量制度を参考に、
使用前等検査：特定計量を開始する前（出荷時を含む）に行う個々の計量器を対象とした検査（注1）
基準適合検査：計量器の型式毎に基準に適合することを確認する検査に分けることとし、基準適合検査を事前に実施し、「性能」に係る基準への適合性を確認した型名の計量器については、使用前等検査において、「性能」に係る基準に適合するものとみなされ、使用前等検査においては、原則として「公差」に係る基準の適合性のみ（注2）を確認することが求められるとされた。
 - また、「使用前等検査」については、海外の事例等も参考に、サンプル検査を選択することも可能とするとされた。（注3）
- （注1）設置済の計量器についても、「公差」に係る基準への適合を確認する検査の実施が可能な場合については、設置されている状態で検査も可能である。
- （注2）検査主体等により、「基準適合検査」で確認した項目のうち、「使用前等検査」においても確認することが必要だと判断された項目がある場合には、追加的に確認が行われることが必要である。
- （注3）「基準適合検査」において、型名毎に「性能」について省令で定める基準に適合することが確認されていることから、「使用前等検査」は十分なサンプル数が確保されている等の適切な実施を前提にサンプル的に実施することも可能である。ただし、その場合は、他の電気製品等の出荷時検査の方法等に倣うなど、同一の型名について、サンプル検査の実施方法が適当であり、出荷数に対して十分な個数について検査されていることを説明できること等が必要である。サンプル検査を実施する場合には、届出者は、製造ロット等の管理に必要な情報もあわせて製造事業者を確認していることが必要である。

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

① 特定計量に使用する計量器に係る基準（ウ） 検査方法（検査スキーム）（続き）

ガイドライン(案)P34

<「基準適合検査」と「使用前等検査」の試験項目のイメージ>

試験項目	基準適合検査	使用前等検査
1. 誤差の試験	—（※1）	◎
2. 基本性能の試験		
①電気的性能	◎	—（※1）
②電圧特性	◎	—（※2）
③周波数特性	◎	—（※2）
④温度特性	◎	—（※2）
⑤その他特性（自己加熱特性、不平衡負荷等）	○	—（※2）
3. 安全性能の試験	△	—（※2）
4. 耐ノイズ性能の試験	○	—（※2）
5. 耐久性能の試験	○	—（※2）
5. 耐候性能の試験	△	—（※2）
6. その他性能の試験	○	—（※2）

（凡例）

◎：試験実施が必須（誤差への影響を確認することが必要）

○：必要に応じて試験（誤差への影響の試験の実施も含む）

△：必要に応じて試験（誤差への影響の試験は不要）

—（※1）：他の試験により確認（本ガイドラインでは、誤差の試験と基本性能の電気的性能の試験は同じ内容としている）

—（※2）：原則検査の必要なし（基準適合検査を行う場合は原則検査の必要はない。基準適合検査を行わない場合は検査を行うことが必要である。）

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

① 特定計量に使用する計量器に係る基準（ウ） 検査方法（検査スキーム）（続き）

<ガイドライン案（抜粋）>

ガイドライン(案)P26

・既に設置してある機器を特定計量に使用する場合は、その機器に対して基準適合検査を行い、基準への適合性を確認するか、設置済みの機器と同じ型名（※）の機器について基準適合検査を実施した上で、設置済みの機器には使用前等検査を実施することなどにより、基準への適合性を確認することが必要である。

※基準適合検査を行う機器と、設置されている機器について、同じ型名であっても計量性能に影響する変更がある場合は、基準適合検査を実施したことにはならない。

・これらの検査の実施方法や検査結果については、事後的に検証を可能とするため、特定計量制度に基づき使用されている期間等、一定期間保存をすることとする。

・計量器の構造やソフトウェア等を変更する場合は、都度、定義・基準案第2条第3項で定める検査主体に相談することとし、計量性能に影響する変更と判断される場合には、基準適合検査を再度実施するなどにより、基準への適合性を確認することが必要である。

・届出者自らが検査主体となる場合についても、検査に必要な能力及び社内で適切に評価を行うための品質管理体制が構築されていることが求められていることから、第三者が検査主体となる場合と同様、検査を実施している部門に対し、変更箇所及び変更内容を報告・相談の上、計量性能に影響する変更かどうか判断することとする。

・なお、その変更により、届出事項にも変更が生じる場合には、国に変更届出の提出が必要となる。

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

① 特定計量に使用する計量器に係る基準（ウ） 検査方法（検査スキーム）（続き）

<ガイドライン案（抜粋）>

ガイドライン(案)P27

基準適合検査が必要と考えられる変更の例

変更箇所	基準適合検査が必要と考えられる変更の例		基準適合検査が不要と考えられる変更の例	
	変更事項	具体例	変更事項	具体例
電圧、電流 検出部	検出方式の変更	変流器から磁束変換器に変更 変圧器から抵抗器に変更	部品（周辺部）の変更	チップ抵抗が廃番のため同等性能以上の後継機種への置き換え
	部品（主要部）の変更	変流器の変更	計量性能に影響がない回路変更	周辺部のコンデンサの配置を変更
	回路及び基板パターンの変更	ノイズの影響を除去するための回路の変更		
電力乗算部	部品（主要部）の変更	乗算ICの変更	部品（周辺部）の変更	チップ抵抗が廃番のため同等性能以上の後継機種への置き換え
	回路及び基板パターンの変更	ノイズの影響を除去するための回路の変更	計量性能に影響がない回路変更	周辺部のコンデンサの配置を変更
(通信機能)			(出力データの変更) (通信方式の変更)	(出力するデータの構成を変更) (有線から無線に変更)
ソフトウェア	ソフトウェアの変更（計量性能に係る場合）	電力演算プログラムの変更	ソフトウェアの変更（計量性能に係らない場合）	表示の点消灯プログラムの変更
外箱 (ケース)	外箱の変更（計量性能に影響がある場合）	外箱を小さくする変更（内部の温度が変化して、計量性能に影響がある場合）	外箱の変更（計量性能に影響がない場合）	外箱の一部の形状を変更 (内部の温度が変わらないなど計量性能に影響がない場合)

3. (2) 届出者が従うべき基準 (構築小委 論点③)

① 特定計量に使用する計量器に係る基準 (ウ) 検査方法 (検査内容)

- 特定計量制度は、従来の電気計量制度とは異なり、事前の検査等のみで適正な計量を確保する規制方法ではなく、届出を行った者にも適正な計量を担保するための責務を課す仕組みであることから、**検査の内容については、計量法に基づく試験内容から合理化することとする。**
- WGでは、「公差」に係る基準の適合性の検査方法及び「性能」に係る基準への適合性の検査方法のうち、**計量器の計量特性に直接係る「基本性能」については、ガイドラインにおいて例示される試験内容を踏まえ、想定される使用環境において、必要な精度が確保できていることを確認することが必要**とされた。
- また、「基本性能」以外の性能の試験内容については、計量器の構造や使用環境、使用方法（計量対象等）により、影響の有無やその度合い等が異なることから、基本的には、届出者がそれらを踏まえ、**実施する試験の内容や項目、実施の有無等を柔軟に選択する**（注1）こととされた。
- なお、第2回検討委員会でのご指摘やWGでの議論を踏まえ、検査方法については、試験の趣旨や現行の試験が必要な場合の試験例、合理化できると考えられる具体例や注意事項等を追記することにより、必要な試験が実施されるよう、ガイドライン案の構成の変更と記載内容の充実を行った。

（注1）届出者が使用環境等に応じて必要な試験項目を選択する等の試験の実施を合理化若しくは省略をする場合においては、使用環境等の特定が必要。

例えば、基本性能のうち、温度特性の試験を合理化する場合には「使用温度範囲」が特定されていることが必要である。「使用温度範囲」の特定の度合いとしては、必ずしも計量法の検定検査規則の内容と比べて限定的である必要はなく、より広範囲の特定であっても、一致していても良い。（例えば、温度特性の試験について、計量法に基づくスマートメーターの温度試験範囲が $-20\sim 55^{\circ}\text{C}$ のところ、特定計量に使用する計量器については、 $-30\sim 55^{\circ}\text{C}$ を使用温度範囲として広く特定することも、計量法に基づく試験範囲と一致させて、 $-20\sim 55^{\circ}\text{C}$ と一致することも可能。また、計量法に基づく試験範囲と比べて、過酷な条件である、 $-30\sim -20^{\circ}\text{C}$ とすることも可能。）

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

① 特定計量に使用する計量器に係る基準（ウ） 検査方法（検査内容）（誤差）

<ガイドライン案（抜粋）>

ガイドライン(案)P29

I. 特定計量制度に係る定義・基準案第2条第1項（公差に係る基準）への適合性に係る試験

i) 「誤差」の試験

- ・定義・基準案第2条第1項における「公差」に係る基準への適合については、その確認内容に鑑み、以下に例示する試験方法を踏まえ、試験を行い、計量器の誤差が選択した公差の範囲内に収まっていることを確認することが必要である（注1）。
- ・誤差試験の方法は、定格電圧及び定格周波数のもとで、定格電流の20%、50%、100%を試験点とし、力率1の電力を印加したときについて確認することを基本とする。
- ・ただし、使用する電流範囲が限定される場合は、取引に使用する電流範囲の大半が含まれる任意の3点としてもよい。（例えば、実際の使用環境において、電流範囲の大半が50%から100%の範囲であれば、その間の3点で測定することもできる。）また、使用状態における電流値の変動が微小な場合は、使用状態の電流値の一点のみの測定でもよい。
- ・本検査に使用する標準器等は、検査対象の計量器の計測精度よりも高精度の計測器を使用すること。また、結果の妥当性を評価、確認できるようにする観点から、国家標準にトレーサブルな標準器等（注2）を使用することが必要である。
 - （注1）誤差の試験及び基本性能のうち、①電気的性能、②電圧特性、③周波数特性、④温度特性の試験については、その特性に鑑み、他の試験項目とは異なり、ガイドラインに例示される試験方法を踏まえた試験の実施が求められる。
 - （注2）国家標準にトレーサブルな標準器等とは、基準器又は測定結果が国家標準に対して切れ目のない比較の連鎖によって関連付けられる校正が実施されている計測器等のことをいう。
- ・使用する標準器は、計測精度の確保のため、特定計量器の検定に用いる基準器の検査周期と同様に6か月（三級基準電力量計の検査周期）又は1年（二級基準電力量計の検査周期）以内に校正されていることを条件とする。

誤差の試験の試験方法及び判定基準

誤差の試験	試験方法	判定基準
個々の計量器について、右記の試験を行い、適正な計量性能であることを確認すること。	(1)試験は、定格周波数及び定格電圧の下で、力率1の20%、50%及び100%の負荷電流を通じて誤差を測定する。 ただし、使用状態の電流範囲が限定される場合は、取引に使用する電流範囲の内、使用する大半が含まれる形で任意の3点のみとしてもよい。また、使用状態における電流値の変動が微小である場合は、使用状態の電流値の1点でよい。 通常の使用状態において、力率が1ではない場合は、その力率でもよい。 (2)使用状態において電流値が変化する場合、定格周波数及び定格電圧の下で、力率1の計器仕様における計量動作を開始する負荷電流を通じたときの計量動作を確認する。 (3)使用状態において電流が通電されない状態がある場合、定格周波数及び定格電圧の下で、定格電流の0%の負荷電流のときの計量動作を確認する。	(1)誤差が選択した公差内であること。 (2)計量動作すること。 (3)計量動作しないこと。

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

① 特定計量に使用する計量器に係る基準（ウ） 検査方法（検査内容）（i 基本性能）

<ガイドライン案（抜粋）>

ガイドライン(案)P30

II. 特定計量制度に係る定義・基準案第2条第2項第4号（「性能」に係る基準）への適合性に係る試験

i) 「基本性能」の試験

- ・「基本性能」の試験については、計量器の基本的な計量性能を確認する試験であることから、必ず実施されていることが必要である。
- ・「基本性能」を満たすことを確認するためには、ア) 電気的性能、イ) 電圧特性、ウ) 周波数特性、エ) 温度特性の試験が必要となる。なお、オ) その他特性として、自己加熱特性、不平衡負荷の影響等についても、必要な場合には試験を行うこととする。
- ・「基本性能」の特性に鑑み、本性能のうち、ア) 電気的性能、イ) 電圧特性、ウ) 周波数特性、エ) 温度特性の試験は、本ガイドラインに例示されている実施方法を踏まえた試験の実施が求められる。

基本性能の試験方法及び判定基準

性能試験	試験方法		判定基準
使用が想定される電圧、電流、周波数、周囲温度等の範囲内において、右記等の試験を行い、適正な計量性能であることを確認すること。	ア) 電気的性能	・省令第2条第1項（公差に係る基準）への適合性に係る試験 i) 「誤差」の試験と同様に行うこととする。	誤差が選択した公差内であること。
	イ) 電圧特性	・試験は、定格周波数の下で、定格電圧の90%、100%及び110%の電圧で力率1の20%の負荷電流を通じて誤差を測定する。 ・ただし、使用状態における電圧範囲が限定されている場合は、上限と下限及び通常の使用状態の電圧の3点としてもよい。また、使用状態における電圧の変動が微小である場合は、使用状態の電圧の1点でよい。 ・通常の使用状態において、力率が1ではない場合は、その力率でもよい。	
	ウ) 周波数特性	・試験は、定格電圧の下で、定格周波数の98%、100%及び102%の周波数で力率1の20%の負荷電流を通じて誤差を測定する。 ・ただし、使用状態における周波数範囲が限定されている場合は、上限と下限及び通常の使用状態の周波数の3点としてもよい。また、使用状態における周波数の変動が微小である場合は、使用状態の周波数の1点でよい。 ・通常の使用状態において、力率が1ではない場合は、その力率でもよい。	
	エ) 温度特性	・試験は、定格周波数及び定格電圧の下で、力率1の20%の負荷電流を通じて、計器の設置環境又は使用環境に応じた条件で誤差を測定する。 ・なお、設置環境及び使用環境の条件については標準化の観点から電力量計のJISを参考に下記の設置環境によって上限、下限及び通常の使用状態の温度の3点とすることが望ましい。 屋内の場合 下限-5℃、上限40℃ 屋外の場合 下限-20℃、上限55℃ ・ただし、使用状態における温度範囲が限定されている場合は、上限と下限及び通常の使用状態の温度の3点としてもよい。また、使用状態における温度の変動が微小である場合は、使用状態の温度の1点で測定してもよい。 ・通常の使用状態において、力率が1ではない場合は、その力率でもよい。 ・試験温度を変える場合、温度衝撃が加って試験結果に影響が出ないように、平均毎分1℃、最大毎分2℃の割合で変化させる。	

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

① 特定計量に使用する計量器に係る基準（ウ） 検査方法（検査内容）（ii 安全性能）

<ガイドライン案（抜粋）>

ガイドライン(案)P31

ii) 「安全性能」の試験

【試験の趣旨】

「安全性能」については、計量器の計量性能ではなく、安全性について確認する試験であることから、原則として、安全性の観点から構造上の試験が行われていることが必要である。

【試験の例】

合理化を前提としない場合、具体的な試験例としては、絶縁抵抗の測定、商用周波や誘導雷において絶縁耐力があることを絶縁抵抗試験、商用周波耐電圧試験、雷インパルス耐電圧試験などを行い、性能を満たすことを確認することが考えられる。

【合理化の考え方】

- ・他法令や製品安全規格等に準拠すること等により、計量機能を有する電気製品が、電気製品全体として安全性が確保されている場合については、特定計量制度に基づいた使用を開始するに当たり、追加的な試験の実施を省略若しくは試験内容の合理化をすることができる。
- ・なお、原則として計量性能に係る試験の実施は不要である。

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

① 特定計量に使用する計量器に係る基準（ウ） 検査方法（検査内容）（iii 耐ノイズ性能）

<ガイドライン案（抜粋）>

ガイドライン(案)P32

iii) 「耐ノイズ性能」の試験

【試験の趣旨】

「耐ノイズ性能」については、ノイズの影響を受けた際の計量器の計量性能に係る性能を確認する試験である。設置環境や使用環境などにおいて想定されるノイズが計量機能に大きく影響を及ぼさないことが必要であり、計量性能に支障が生じる可能性がある場合には、ノイズの影響下での計量性能について、試験を行う等により、耐ノイズ性能を確認することが必要である。

【試験の例】

合理化を前提としない場合、具体的な試験例としては、高調波電圧・高調波電流が入力され、計量性能に支障が生じる可能性がある場合には、電圧及び電流の高調波、高次高調波、電流回路の分数調波等の影響試験を行うことが考えられる。また、周辺機器から輻射される電磁波や計量器に放電される静電気により計量性能に支障が生じる可能性がある場合には、放射無線周波電磁界、RF伝導妨害、静電気等の影響試験を行うことが考えられる。

【合理化の考え方】

- ・計量器の構造や設置環境、使用方法（計量対象等）、取引の相手方との取り決め等により、計量性能への影響が軽微な場合には、計量性能に係る試験の実施を省略することができる。
例えば、モーターなどインバーターを使用した機器、LED照明、半導体スイッチを使用した製品等と同一の分電盤の下で接続されていないなど、高調波成分が入力される可能性が無い場合、または入力される可能性があっても、その高調波成分が把握できており、その影響が限定的であることがわかっている場合には、電圧及び電流の高調波、高次高調波、電流回路の分数調波等の影響試験を省略することが考えられる。また、人からの静電気放電を防止するため、計量器に近づけないように管理し、他の機器からの静電気放電を防止するため、一定の間隔を取っている場合は、静電気関係の影響試験を省略することが考えられる。
- ・なお、構造によりノイズの影響を軽減している場合については、必要な構造上の措置が取られていることの確認が必要である。

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

① 特定計量に使用する計量器に係る基準（ウ） 検査方法（検査内容）（iv 耐久性能）

<ガイドライン案（抜粋）>

ガイドライン(案)P32

iv) 「耐久性能」の試験

【試験の趣旨】

「耐久性能」については、定義・基準案第2条第4項の「定期的な点検又は取替え等」が実施される期間において、計量器の計量性能が維持されているかを確認する試験が行われていることが必要である。

【試験の例】

合理化を前提としない場合、具体的な試験例としては、あらかじめ計量性能が担保される期間を設定する場合には、加速劣化試験、フィールド試験等により耐久性能を確認することが考えられる。

【合理化の考え方】

- ・定義・基準案第2条第4項（使用期間に係る基準）では、i）一定の使用期間等を設定する方法、ii）一定の使用期間を設定した上で、使用期間の終了前に検査（性能確認）を行い、設定する基準を満たした場合に使用期間を延長できる方法、iii）一定の使用期間を設定せず、常時監視等により検査を行い、設定する基準を満たしている限り使用を継続できる方法が示されている。
- ・一定の使用期間を設定する場合は、当該期間が長い場合は、各試験を厳しく実施することが適当である一方で、同期間が短い場合には、各試験を合理化して実施することが考えられる。
- ・また、同期間について電気製品と一体として耐久性が確保されている場合（一体として耐久性が評価されている場合）は、その期間を使用期間に設定することにより、追加的な試験を省略することができる。
- ・一定の使用期間を設定せず、常時監視等により性能の維持を確認する場合や、適切な間隔により定期的にメンテナンスや計量性能の確認を行い、その間の性能低下がほとんど予想されない（初期又は検査時の精度が保持されるよう維持管理されている）場合には、試験の実施を省略することができる。

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

① 特定計量に使用する計量器に係る基準（ウ） 検査方法（検査内容）（v 耐候性能）

<ガイドライン案（抜粋）>

ガイドライン(案)P33

v) 「耐候性能」の試験

【試験の趣旨】

「耐候性能」については、想定される外的要因（例えば、粉じん、水、日光（紫外線）、湿潤・亜硫酸ガス、塩水等）や部材（パッキン等）の性質が、計量器の計量性能に影響を与えないことを、構造上の観点から確認する試験が行われていることが必要である。

【合理化の考え方】

- ・外的要因を排除するための機構を有する場合や、電気製品と一体として耐候性が確保されている場合、計量器が密封構造等であり、外的要因の影響が内部まで影響を及ぼさない構造である場合などは、耐候機能が担保できていると考えられる。
- ・また、これらの外的要因等について、使用環境や使用方法、取引の相手方との取り決め等により、影響を受けないことが確認できている場合等は、試験の実施は不要である。

例えば、日光が照射されない屋内、海から遠い場所等で塩害の影響が無い場所等で使用する場合には、それぞれ、日光（紫外線）、塩水の試験を省略することができる。このように、その使用環境等を特定し、当該計量器が晒される外的要因を特定することで、試験項目を合理化して実施することが考えられる。

- ・本試験は、外的要因を構造上の観点や、その設置環境等から排除することができるかどうかの試験を行うものであるため、（使用温度範囲が計量性能に与える影響は基本性能で確認することから、）原則として計量性能に係る試験の実施は不要である。

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

① 特定計量に使用する計量器に係る基準（ウ） 検査方法（検査内容）（vi その他性能）

<ガイドライン案（抜粋）>

ガイドライン(案)P33

vi) 「その他の性能」の試験

【試験の趣旨】

「その他の性能」については、機械的又は電氣的な影響を受けた際、又は特殊な機器や特殊な環境下で使用する場合等において、計量器の計量性能に係る性能を確認する試験である。想定される影響や特殊な環境等において計量性能に大きく影響を及ぼさないことが必要であり、計量性能に支障が生じる可能性がある場合には、試験を行う等により、性能を確認することが必要である。

【試験の例】

合理化を前提としない場合、具体的な試験例としては、輸送や設置時における振動や衝撃により計量性能に支障が生じる可能性がある場合には、振動や衝撃による影響試験を行うことが考えられる。

急激な負荷変動等により使用電流範囲を超える電流が流れることにより計量性能に支障が生じる可能性がある場合には、過電流の影響試験を行うことが考えられる。

地絡中和器を備えている場合、又はスター点が絶縁されている配電網に接続する三相4線式の変成器と組み合わせる機器が地絡により計量性能に支障が生じる可能性がある場合には、地絡の影響試験を行うことが考えられる。

【合理化の考え方】

- ・計量器の構造や設置環境、使用方法（計量対象等）、取引の相手方との取り決め等により、計量性能への影響が軽微な場合には、計量性能に係る試験の実施を省略することができる。
- ・輸送や設置時の振動や衝撃に耐えられる構造など、振動や衝撃により計量性能の低下が予想されない場合は、振動や衝撃の影響試験を省略することが考えられる。
- ・短時間でも定格電流を超える環境に設置されない場合は、過電流の影響試験を省略することが考えられる。
- ・地絡中和器を備えている、又はスター点が絶縁されている配電網に接続する三相4線式の変成器と組み合わせる機器以外は、地絡の影響試験を省略することができる。

3. (2) 届出者が従うべき基準 (構築小委 論点③)

① 特定計量に使用する計量器に係る基準 (ウ) 検査方法 (サンプル検査)

- 第2回検討委員会の指摘を踏まえ、改めて海外事例等の調査を行い、WGにおいて「使用前等検査」等(注)における**サンプル検査を実施する際の留意事項や、性能を担保するための措置**について検討を行い、ガイドライン案の検査方法に追記を行った。
(注) 使用期間を延長する前に行う検査についても同様。

<ガイドライン案(抜粋)>

- 届出者等がサンプル検査を採用する場合には、使用前等検査及び使用中検査の実施主体、実施方法、ロットの考え方、合格判定基準等を明確にした上で、届出時に上記の情報を含め、十分な個数について検査されていることを説明することが求められる。
- サンプル検査の基準については、最低限以下の考え方に基づき、整理がなされていることが必要であり、具体的な基準の設定については、他の電気製品等の出荷時検査の方法や諸外国におけるサンプル検査の基準、抜き取り検査に係る規格等を参考に設定すること等が考えられる。

ロットの考え方	次の事項が同一であること。 ・製造事業者 ・型式、モデル (※) ※定格値や精度階級等届出事項に記載する事項に変更が生ずるような変更があった場合には、型名やモデルが同様であっても別型式として扱うこと。
ロットの大きさをどのようにするか	・生産量やロットの内容から設定すること。
合格品質水準・検査方法をどのように設定するか	・合格品質水準については、製造事業者等と協議の上、水準を設定すること。 ※サンプル検査の実施については、取引の相手方にも説明を行うこと。 ・検査方法についてはガイドラインに則り設定する。 ・使用中検査の検査頻度や検査方法、合格品質水準は、同一ロットで生産されたものであっても、使用環境等が大きく異なる場合には、それらを加味した上で設定することが必要である。
サンプル検査により性能を担保するための措置	以下のいずれかを満たすことなどにより製造事業者の製造能力を担保していること。 ・ISO9001取得事業者が製造をしていること。 (サーベイランス審査結果等や更新の状況についても確認を行い、能力が維持されていることを確認すること。) ・年に1回等、定期的にロットの全数に対して使用前等検査を実施するなどにより製造能力が確保されていることを確認すること。
その他留意事項	・サンプル検査の結果が設定した合格水準を満たさない場合は、当該ロットについては不合格の扱いとなる。このため、使用前等検査の場合は当該ロットを全数検査に切り替える等適切に対応すること。 ・サンプル検査を実施した計量器を用いた取引に疑義が生じた場合は、サンプル検査を選択した届出者が責任を負うこと。 ・使用期間の延長を目的に行う際のサンプル検査のロットについては、設置年等も考慮すること。

1. 特定計量制度の検討背景・制度創設・検討経緯について

2. 特定計量の定義・基準案について

3. 特定計量制度に係るガイドライン案の内容について

(1) 特定計量の定義・要件（構築小委 論点②）

(2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

①特定計量に使用する計量器に係る基準

(ア) 公差 / (イ) 構造 / (ウ) 検査方法 / (エ) 検査主体 /
(オ) 使用期間

②特定計量をする者（届出者）に係る基準

(ア) 説明責任 / (イ) 苦情等処理体制 / (ウ) 台帳の作成・保管 /
(エ) その他特定計量を適正に遂行するための措置

③その他

(ア) 大規模需要家の特例 / (イ) 他の規格等の適用

4. 特定計量制度の運用等について

(1) 業務フローの基本的考え方（構築小委 論点①）

(2) 措置命令基準（構築小委 論点④）

(3) 事業者の届出内容（構築小委 論点⑤）

(4) 事業者の変更届出内容（構築小委 論点⑥）

(5) 届出事業者に求める報告内容（構築小委 論点⑦）

3. (2) 届出者が従うべき基準 (構築小委 論点③)

① 特定計量に使用する計量器に係る基準 (工) 検査主体

- 検査主体については、**必要な「能力」及び「体制」を有する者により適切に検査が実施**されることが必要であり、①「能力」については、**検査方法を熟知し、公差及び性能等を適切に確認することができる検査設備を所有している (注1) 等の環境があること**、②「体制」については、**製造事業者自らが検査を行う場合には、社内で適切に評価を行うための品質管理体制 (注2) が構築されていることを求めること**としている (第三者機関による検査も可)。
- なお、国が適切な検査主体による検査が実施されていることを確認するため、**届出者は、検査主体を届出に記載し、併せて検査主体が「必要な能力及び体制を有する者」であることを証するため必要な書類を添えて提出すること**とされた。

(注1) 公差の検査にあたり国家標準にトレーサブルな標準器を使用していること等

(注2) JIS Q 9001 (ISO/IEC 9001) の内部監査等に類する体制を社内に構築していること等

検査設備の例 ※あくまで例示であり、下記の機器が全て必要であるわけではない。

基準適合検査	使用前等検査	使用中の検査
国家標準にトレーサブルな標準器、恒温槽、交流電源装置、絶縁抵抗計、耐電圧試験装置、静電気試験装置、高調波発生装置、磁界発生装置 等	国家標準にトレーサブルな標準器、交流電源装置 等	国家標準にトレーサブルな標準器、可搬型電源装置 等

<検査方法、検査主体の基準案>

定義・基準案第2条第1項 (公差に係る基準) 及び同条第2項第4号 (構造のうち性能に係る基準) に係る基準への適合性を確認するために必要な能力及び体制を有する者により適切な検査が実施されていること。

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

（参考）現行の電気計量制度と特定計量制度の検査の比較

- 現行の電気計量制度においても、全ての計量器について、全ての検査を行うことは現実的ではないため、試験を受け、特定計量器の「構造」が技術上の基準に適合すると判断された型式（以下、「型式の承認」という）については、個々の検定において「構造」に関しての検定が省略できることになっている。ただし、「公差」の検査は、全ての計量器について実施することが求められる。
- 特定計量制度においても、「型式の承認」を参考に、型式毎に製造する計量器の「構造」について省令で定める基準に適合することを事前に確認（基準適合検査）した場合には、使用前・出荷時における検査（使用前等検査）のうち、「構造」の検査を省略することができる。ただし、「公差」の検査については、使用前等検査において実施することとする。

＜現行の電気計量制度と特定計量制度の検査の比較＞

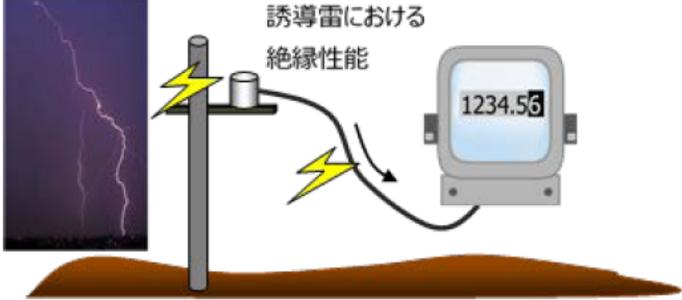
	現行の計量法		特定計量	
	器差	構造	誤差	構造
STEP1 型式検査	※型式の承認を受ける際、その一部として実施	 型式の承認	※基準適合検査を行う際、その一部として実施	 基準適合検査
STEP2 完成品等検査	 全数検定	型式承認を受けている場合には、基準に適合するものとみなす（※1） 型式承認を受けていない場合には構造にかかる全ての検査を実施	 全数検査 or サンプル検査（※3）	基準適合検査を実施している場合においては、基準に適合するものとみなす（※2） 基準適合検査を実施していない場合には、全数若しくはサンプルによる基準適合の検査が必要（※3）

※1 一部を除く

※2 必要に応じて実施することとする

※3 サンプル検査の実施方法が適当であり、出荷数に対して、十分な個数について試験されていることを説明できること等が必要

(参考) 計量法における電気計器の主な試験の方法

<p>耐候性試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注水試験 ・耐光試験 ・塩水噴霧試験 	<p>注水試験</p> 	<p>計器の密封構造の効果を調べ、降雨による計器内部への水の浸入がないことを確認します。</p>
<p>安全性試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶縁抵抗試験 ・商用周波耐電圧試験 ・雷インパルス耐電圧試験 	<p>雷インパルス耐電圧</p> 	<p>誘導雷（雷インパルス）により、計器の機能に支障が生じないことを確認します。</p>
<p>ノイズ試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衝撃性雑音の影響 ・電磁波の影響 ・外部磁界の影響 ・波形の影響 	<p>電磁波の影響</p> 	<p>設置場所によるノイズ（電磁波）により、計器の機能に支障が生じないことを確認します。</p>

1. 特定計量制度の検討背景・制度創設・検討経緯について

2. 特定計量の定義・基準案について

3. 特定計量制度に係るガイドライン案の内容について

(1) 特定計量の定義・要件（構築小委 論点②）

(2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

①特定計量に使用する計量器に係る基準

**(ア) 公差 / (イ) 構造 / (ウ) 検査方法 / (エ) 検査主体 /
(オ) 使用期間**

②特定計量をする者（届出者）に係る基準

**(ア) 説明責任 / (イ) 苦情等処理体制 / (ウ) 台帳の作成・保管 /
(エ) その他特定計量を適正に遂行するための措置**

③その他

(ア) 大規模需要家の特例 / (イ) 他の規格等の適用

4. 特定計量制度の運用等について

(1) 業務フローの基本的考え方（構築小委 論点①）

(2) 措置命令基準（構築小委 論点④）

(3) 事業者の届出内容（構築小委 論点⑤）

(4) 事業者の変更届出内容（構築小委 論点⑥）

(5) 届出事業者に求める報告内容（構築小委 論点⑦）

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

① 特定計量に使用する計量器に係る基準（オ）使用期間

ガイドライン(案)P37

- 特定計量に使用する計量器については、計量対象となる機器の種類、構造、使用環境、計量対象、使用方法（取引用途）等がそれぞれ異なるため、使用期間を一律に定めることは困難である。このため、WGでは、製造事業者が設定した標準使用期間がある場合は、その期間を参照するなど、**届出者が総合的に判断して、使用期間等を設定することが出来る**こととされた。

例) パワーコンディショナーが15年間の使用を想定している場合、その期間において、製造事業者又は届出者等が計量性能を保証できる場合は、15年間を使用期間として設定できる。

- また、使用期間等の設定方法は、
 - ① 従来の**一定の使用期間等を設定する方法** に加え、
 - ② **一定の使用期間を設定した上で、使用期間の終了前に検査（性能確認）^(注1)を行い、設定する条件を満たした場合に使用期間を延長できる方法、**
 - ③ **一定の使用期間を設定せず、常時監視等を行い、設定する条件を満たしている限り使用を継続できる方法**等も可能とすることとされた。

(注1) ②の検査においてサンプル検査を行う場合は、「使用前等検査」におけるサンプル検査の考え方にならうこととされた。

1. 特定計量制度の検討背景・制度創設・検討経緯について

2. 特定計量の定義・基準案について

3. 特定計量制度に係るガイドライン案の内容について

(1) 特定計量の定義・要件（構築小委 論点②）

(2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

①特定計量に使用する計量器に係る基準

(ア) 公差 / (イ) 構造 / (ウ) 検査方法 / (エ) 検査主体 /
(オ) 使用期間

②特定計量をする者（届出者）に係る基準

(ア) 説明責任 / (イ) 苦情等処理体制 / (ウ) 台帳の作成・保管 /
(エ) その他特定計量を適正に遂行するための措置

③その他

(ア) 大規模需要家の特例 / (イ) 他の規格等の適用

4. 特定計量制度の運用等について

(1) 業務フローの基本的考え方（構築小委 論点①）

(2) 措置命令基準（構築小委 論点④）

(3) 事業者の届出内容（構築小委 論点⑤）

(4) 事業者の変更届出内容（構築小委 論点⑥）

(5) 届出事業者に求める報告内容（構築小委 論点⑦）

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

② 特定計量をする者（届出者）に係る基準（ア）説明責任

ガイドライン(案)P41

- 特定計量制度は当事者間のニーズによって柔軟な取引が行えるような仕組みとしていることから、正しい理解のないまま契約がなされることにより取引の相手方の利益が損なわれることや、十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防ぐために、取引の相手方に対して取引についての説明を行い、承諾を得ることが必要。
- 契約時に合理化された計量器で計量を行うことやそれに関連する注意事項等について説明を行う（注1）ことに加え、説明した事項について書面等での交付（注2）を行うことを基準とする。

（注1）説明の方法は、口頭に限らず、インターネットのウェブサイト上で説明事項を取引の相手方に閲覧させるいわゆるオンライン・サインアップによる説明の方法や、ダイレクトメール・パンフレット等も許容する

（注2）文書の送付だけでなく、電磁的な方法も許容する

<説明責任の基準案>

取引の相手方に対し次の事項について書面等を交付して説明を行うこと。

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

② 特定計量をする者（届出者）に係る基準（ア）説明責任

＜説明すべき事項の具体的なイメージ＞

ガイドライン(案)P41

(ア) 特定計量制度に基づいた計量であること

本制度が計量法に基づく計量とは異なり、取引当事者間のニーズや使用する計量器、計量器の設置環境・使用方法等により、合理化された計量器を使用することが可能であることの説明を行うこと。

(イ) 使用する計量器の概要

使用する計量器や精度階級、使用期間、検査主体等について説明を行うこと。

(ウ) 計量法に基づく特定計量器を使用した場合との違い

計量法に基づく特定計量器との誤差の違い等取引に与える影響について説明すること。

なお、範囲Bの公差を選択した場合には、具体的な金額の影響についても説明をすること。

(エ) 取引の相手方の利益を保護するための取組

届出者が取引の相手方からの苦情や問合せに応ずるための連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）及びその応ずることができる時間帯を説明すること。

※ 届出者の他、媒介・取次・代理業者等が苦情や問合せに応ずる場合には、その連絡先及びその応ずることができる時間帯も説明すること。

(オ) 適正な計量確保のために取引の相手方が守るべき事項

計量器の性能が担保される使用環境や使用方法の下でのみ保証されることも想定されることから、取引の相手方が注意すべき事項がある場合（例えば高温多湿での使用の禁止等）や、取引の相手方が負う責務がある場合にはその旨説明を行うこと。

(カ) 計量点の設定

特定計量制度の計量点は様々想定されることから、計量点を明らかにし、配線や交直変換等の電力損失分などをどちらが負担するかなど、取引に影響を及ぼす可能性がある要素について説明すること。

(キ) その他取引に必要な事項（届出者の名称、費用負担、電力量の検針方法等）

当該届出者の氏名又は名称、計量器等及び配線工事等に関する費用負担、電力量の検針及び料金調定の方法、各種料金の支払い・精算方法、取引に係る重要な条件がある場合にはその内容等の取引に必要な事項について説明すること。

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

②特定計量をする者（届出者）に係る基準（ア）説明責任

<ガイドライン案（抜粋）>

ガイドライン(案)P44

③ 説明の程度

- ・説明責任を基準として課す目的は、取引の相手方が特定計量による影響等について十分に理解した上で、契約を締結することができるようにすることである。つまり、単に情報を伝達するだけではなく、取引の相手方がその情報を十分に理解した上で、適切な判断ができるようにすることが、その趣旨である。
- ・したがって、「説明」とは、単に届出者が説明すべき事項に関する情報を取引の相手方が入手できる状態とする、あるいは取引の相手方に伝達するだけでは不十分であり、取引の相手方が当該事項に関する情報を一通り聴きあるいは読むなどして、その事項について当該需要家の理解の形成を図ることが必要である。

④ 説明の方法

- ・口頭や電話による説明の方法に限らず、インターネットのウェブサイト上で説明事項を取引の相手方に閲覧させるいわゆるオンライン・サインアップによる説明の方法や、ダイレクトメール・パンフレット等も許容される。
- ・ダイレクトメール・パンフレット等による説明の方法をとる場合については、需要家に分かりやすい説明事項の記載を行う、需要家が理解したことを確認するなど、適切な対応を取ることが必要である。
- ・なお、インターネットで閲覧させる場合には、需要家が当該説明事項を読むことなく、次のリンク先のウェブページに進んでしまうことなどがないよう、画面をスクロールすることにより、説明事項を一通り読んだ上で次のリンク先のウェブページに進むこととなるよう、リンク先の表示のための文字列を当該ウェブページの最後に表示する、説明内容を理解した旨のチェック項目を設けるなどの工夫をすることが望ましい。

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

②特定計量をする者（届出者）に係る基準（ア）説明責任

<ガイドライン案（抜粋）>

ガイドライン(案)P44

⑤ 書面等での交付

- ・交付方法については、文書での送付の方法に限らず、電子メール、ウェブサイト等電磁的な方法を用いた説明事項の提供も可能とする。
- ・インターネットなどで閲覧させる場合で、取引の相手方が出力することにより書面を作成することができない場合には、当該届出者のウェブサイト等に表示した説明事項について一定期間は消去・改変できないようにしなければならない。

⑥ 説明事項の一部省略が認められる場合

- ・既に締結されている契約を更新する場合（料金ほか契約条件について一切の変更をせずに契約の期間の延長のみをする場合）については、届出者は契約の更新後の契約期間のみを説明すれば足りる。
- ・また、既に締結されている契約を変更しようとする場合には、届出者は、変更しようとする事項のみを説明すれば足りる。例えば、これまで届出者自らのコールセンターが取引の相手方からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わるという場合には、苦情及び問合せに応じる電話番号について説明すれば足りるということになる。
- ・なお、取引の相手方の不利益となる変更については、その変更内容について、特に正確に理解されるような説明方法に努めなければならない。一方で、形式的な変更など契約の内容の実質的な変更を伴わない変更については、その変更しようとする事項の概要について説明を行えば足りる。

1. 特定計量制度の検討背景・制度創設・検討経緯について

2. 特定計量の定義・基準案について

3. 特定計量制度に係るガイドライン案の内容について

(1) 特定計量の定義・要件（構築小委 論点②）

(2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

①特定計量に使用する計量器に係る基準

(ア) 公差 / (イ) 構造 / (ウ) 検査方法 / (エ) 検査主体 /
(オ) 使用期間

②特定計量をする者（届出者）に係る基準

(ア) 説明責任 / (イ) 苦情等処理体制 / (ウ) 台帳の作成・保管 /
(エ) その他特定計量を適正に遂行するための措置

③その他

(ア) 大規模需要家の特例 / (イ) 他の規格等の適用

4. 特定計量制度の運用等について

(1) 業務フローの基本的考え方（構築小委 論点①）

(2) 措置命令基準（構築小委 論点④）

(3) 事業者の届出内容（構築小委 論点⑤）

(4) 事業者の変更届出内容（構築小委 論点⑥）

(5) 届出事業者に求める報告内容（構築小委 論点⑦）

②特定計量をする者（届出者）に係る基準（イ）苦情等処理体制

i) 苦情及び問合せの処理体制の整備

- 苦情及び問合せへの対応が適正でないことにより、取引の相手方の利益が害されることを防ぐことが重要。このため、苦情等に対応する窓口の設置やその対処に関して十分な体制が整えられていることが必要であり、届出時にその体制について提出を求めることとし、届出者は苦情等の件数や内容、改善措置等について記録をすることが求められる。
- また、国として、これらの状況を把握する観点から、苦情等の記録内容について、定期的（年に1回）に国に報告をすることとする。（4.（3）事業者の届出内容に記載）
- なお、これらの情報を基に、適正に特定計量が実施されていないと考えられる場合等には、国は、更なる報告徴収の実施や、特定計量の中止や改善等の措置命令をとることが適当である。（4.（2）措置命令基準に記載）

<苦情等処理体制の基準案>

取引の相手方からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理すること。また、苦情等の内容及び改善措置について記録をすること。

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

②特定計量をする者（届出者）に係る基準（イ）苦情等処理体制（続き）

<ガイドライン案（抜粋）>

ガイドライン(案)P45

(2) 苦情等処理体制

- ・苦情・問合せへの対応が適正でないことにより、取引の相手方の利益が害されることを防ぐことが重要である。このため、届出者は苦情等に対応する窓口の設置やその対処に関して十分な体制を整備することが求められる。
- ・また、苦情の内容が計量器の性能や説明責任の不履行である場合や、苦情の件数が多い場合に適切に対処されていない場合等、特定計量に係る基準に従って適正に特定計量がされていないと考えられる場合には、報告徴収の実施や、特定計量の中止や改善等の措置命令の対象となり得る。そのため、届出者は苦情等の内容を記録し、その一部又は全部を定期的に国に報告することとしている。
- ・なお、苦情及び問い合わせに応じる連絡先については、取引開始前の説明事項として説明するほか、当該届出者のホームページ等においても確認できるようにすることが求められる。

1. 特定計量制度の検討背景・制度創設・検討経緯について

2. 特定計量の定義・基準案について

3. 特定計量制度に係るガイドライン案の内容について

(1) 特定計量の定義・要件 (構築小委 論点②)

(2) 届出者が従うべき基準 (構築小委 論点③)

① 特定計量に使用する計量器に係る基準

(ア) 公差 / (イ) 構造 / (ウ) 検査方法 / (エ) 検査主体 /
(オ) 使用期間

② 特定計量をする者 (届出者) に係る基準

(ア) 説明責任 / (イ) 苦情等処理体制 / (ウ) 台帳の作成・保管 /
(エ) その他特定計量を適正に遂行するための措置

③ その他

(ア) 大規模需要家の特例 / (イ) 他の規格等の適用

4. 特定計量制度の運用等について

(1) 業務フローの基本的考え方 (構築小委 論点①)

(2) 措置命令基準 (構築小委 論点④)

(3) 事業者の届出内容 (構築小委 論点⑤)

(4) 事業者の変更届出内容 (構築小委 論点⑥)

(5) 届出事業者に求める報告内容 (構築小委 論点⑦)

3. (2) 届出者が従うべき基準 (構築小委 論点③)

② 特定計量をする者 (届出者) に係る基準 (ウ) 台帳の作成・保管

ii) 取引に係る台帳の作成・保管

- 特定計量を適切に実施するため、届出者は、個々の取引にかかる情報について適切に管理することが必要。このため、WGでは、**届出者に適切な台帳管理を求め、具体的には、特定計量に係る取引の相手方、計量対象、特定計量の開始日及び計量器の合理的な使用期間満了日等について、台帳を作成し、取引を行う期間を踏まえた一定の期間保管**することとされた。
- なお、国も必要に応じてそれらの情報を確認できる必要があると考えられるが、個別の取引にかかる情報を都度国に報告を求めることは、届出者の負担が過度になると考えられることから、**必要に応じて国が台帳を確認できるようにし、計量器の運用状況について、定期的 (年に1回) に国に報告**することとする。(4. (3) 事業者の届出内容に記載)
- なお、報告等の情報を基に、**適正に特定計量が実施されていないと考えられる場合等には、国は、台帳の提出や、更なる報告徴収の実施、特定計量の中止や改善等の措置命令をとる**ことが適当である。(4. (2) 措置命令基準に記載)
- また、届出者は、特定計量制度に基づく取引を適正に管理するため、台帳での管理を求められていない事項についても、適正な計量の担保のために必要な事項については、届出者自身が記録を残すこと、若しくは検査主体や製造事業者等に対して必要に応じて確認をできるようにしておくこと等により、届出者が情報を把握している (若しくは把握できる) ことが必要。

<台帳の作成・保管の基準案>

取引に関する事項 (特定計量に係る取引の相手方、計量対象、特定計量の開始日及び計量器の合理的な使用期間満了日等) について、台帳を作成し、保管をすること。

3. (2) 届出者が従うべき基準 (構築小委 論点③)

② 特定計量をする者 (届出者) に係る基準 (ウ) 台帳の作成・保管 (続き)

<ガイドライン案 (抜粋) >

ガイドライン(案)P46

(3) 国への届出・報告

① 台帳の作成・保管

- ・特定計量制度に基づく取引を適切に実施するため、届出者は、個々の取引に係る情報について適切に管理することが必要である。
- ・国も必要に応じてそれらの情報を確認できる必要があるが、個別の取引に係る情報を都度国に報告を求めることは、届出者の負担が過度となることから、届出者には、適切な台帳管理及び必要に応じて国が台帳を確認できるよう、契約等に基づき取引を行う期間を踏まえた一定の期間保管をすることが求められる。
- ・なお、取引を管理する台帳には以下の事項等が必要である。
 - 取引の相手方の氏名又は名称
 - 特定計量をする住所及び構内の設置場所 (居室内、屋外 (屋根の有無) 等)
 - 計量対象
 - 取引規模
 - 使用する計量器 (型名)
 - 特定計量の開始日
 - 計量器の使用期間満了日や点検予定日等使用期間の設定に関する事項
- ・また、届出者は、本制度に基づく取引を適正に管理するため、台帳での管理を求められていない事項についても、以下の事項については、適正な計量の担保の説明に必要となることから、届出者自身が記録を残すこと、若しくは検査主体や製造事業者等に対して必要に応じて確認をできるようにしておくこと等により、届出者が情報を把握している (若しくは把握できる) ことが必要である。

1. 特定計量制度の検討背景・制度創設・検討経緯について

2. 特定計量の定義・基準案について

3. 特定計量制度に係るガイドライン案の内容について

(1) 特定計量の定義・要件 (構築小委 論点②)

(2) 届出者が従うべき基準 (構築小委 論点③)

① 特定計量に使用する計量器に係る基準

(ア) 公差 / (イ) 構造 / (ウ) 検査方法 / (エ) 検査主体 /
(オ) 使用期間

② 特定計量をする者 (届出者) に係る基準

(ア) 説明責任 / (イ) 苦情等処理体制 / (ウ) 台帳の作成・保管 /
(エ) その他特定計量を適正に遂行するための措置

③ その他

(ア) 大規模需要家の特例 / (イ) 他の規格等の適用

4. 特定計量制度の運用等について

(1) 業務フローの基本的考え方 (構築小委 論点①)

(2) 措置命令基準 (構築小委 論点④)

(3) 事業者の届出内容 (構築小委 論点⑤)

(4) 事業者の変更届出内容 (構築小委 論点⑥)

(5) 届出事業者に求める報告内容 (構築小委 論点⑦)

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

② 特定計量をする者（届出者）に係る基準（エ） その他特定計量を適正に遂行するための措置

ガイドライン(案)P49

iii) セキュリティ・改ざん対策・計量データ等の保存 等

- 特定計量制度に基づく取引等の適正を担保するため、特定計量に関するデータ等について、取得・取引データの改ざんや消失、流出等が無いよう、取引の性質に応じて**セキュリティが脅かされないような措置**が取られていることが必要。また、計量データ等が**取引に必要な期間、適切な方法により保存**がされていることが必要。
- これらは、届出者が従うべき基準等として省令等で定めることで、柔軟な規定や運用の変更や変更等が難しくなることから、基準等としては包括的な規定を置くこととし、具体的な内容は、ガイドラインに定めることとしている。

＜セキュリティ・改ざん対策、計量データ等の保存を含む基準案＞

その他特定計量を適正に遂行するための措置（データの保存、セキュリティ・改ざん対策等）が講じられていること。

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

②特定計量をする者（届出者）に係る基準（エ） その他特定計量を適正に遂行するための措置

<ガイドライン案（抜粋）>

ガイドライン(案)P48

①データ保存

- ・電力量の取引に必要なデータは、需要家等取引の相手方の保護の観点から、「適切な取引を確保し、事後的な検証を可能とする十分な期間」保存することが必要である。具体的には、届出者が総合的に判断し、精算終了後、十分と考えられる一定期間保存することが求められる。
- ・データの保存は、計器本体に限らず、外部システム等における保存も許容される。なお、サーバーで保存する場合においては、サーバーに送られるまでの間、計量器側でデータの保存がなされていることが必要である。
- ・停電時等にデータが消失しないような対策がとられていることが必要である。例えば、データがクラウド等のシステム上に保存されている場合には、システムにおけるデータバックアップ等の対策がとられていること、機器本体に保存されている場合には、内蔵電池を有すること、記憶装置を内蔵していること等によりデータ消失に備えた対策がとられている必要がある。
- ・データが消失した際の取扱いについては、取引の相手方に事前に説明を行うことが必要である。

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

② 特定計量をする者（届出者）に係る基準（エ） その他特定計量を適正に遂行するための措置（続き）

<ガイドライン案（抜粋）>

ガイドライン(案)P49

②セキュリティ・改ざん対策

- ・届出者が、アグリゲーターや小売電気事業者等として電気事業法に基づく他の事業を行う場合も想定されるが、その場合には、当然に、その事業を行う上で遵守が必要な他のセキュリティ規定（例えば、「ERABに関するサイバーセキュリティガイドライン」、「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」、「小売電気事業者のためサイバーセキュリティ対策ガイドライン」、その他アグリゲーターに係るセキュリティ要件等）に沿った対策が必要である。
- ・特定計量をする上でも、「取引の適正」を担保するため、特定計量に関するデータ等について、取得データ・取引データの改ざんや消失、情報の流出等がないよう、取引の性質に応じてセキュリティが脅かされないような措置がとられていることが必要であり、上記セキュリティ規定等を参照し、使用する計量器や取引の性質等に応じた適切な対策を実施することが求められる。（具体的には、太陽光発電設備の第三者設置モデルなど、電気事業法上の規制の対象外の事業であったとしても、使用する計量器や取引の性質等に応じて、取得データの改ざんや消失、情報の流出等への対策が必要である。）
- ・例えば、セキュリティ管理体制の構築と役割の明確化、セキュリティ教育の実施といった「体制としてのセキュリティ対策」、通信路上のセキュリティ確保が可能な通信プロトコルの選択や通信データの暗号化等を行うべき範囲、内容等を決定する「通信のセキュリティ対策」、パスワード・IDの適切な管理、マルウェア対策の実施・脆弱性情報収集とソフトウェアアップデート等の対応といった「運用のセキュリティ対策」、セキュリティ事故への対応やサービス継続のための計画を定める「セキュリティインシデント対策」等の措置が考えられるが、それらは取引形態等を勘案して事業者が必要な措置をとることとする。
- ・また、不正アクセスや停電等、通常時と異なるサイバーセキュリティ上の懸念がある事象が発生した時に、届出者が一定期間（例えば定期的なデータチェックまでの期間等事業者が管理をする上で必要な期間）、その事象の発生等を確認できるように記録しておく方法による対策も考えられる。
- ・なお、機器についてのセキュリティは特定計量に使用する計量に係る基準（構造に係る基準のうち、「封印等」）において、必要な措置をとることが求められている。

1. 特定計量制度の検討背景・制度創設・検討経緯について

2. 特定計量の定義・基準案について

3. 特定計量制度に係るガイドライン案の内容について

(1) 特定計量の定義・要件（構築小委 論点②）

(2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

①特定計量に使用する計量器に係る基準

(ア) 公差 / (イ) 構造 / (ウ) 検査方法 / (エ) 検査主体 /
(オ) 使用期間

②特定計量をする者（届出者）に係る基準

(ア) 説明責任 / (イ) 苦情等処理体制 / (ウ) 台帳の作成・保管 /
(エ) その他特定計量を適正に遂行するための措置

③その他

(ア) 大規模需要家の特例 / (イ) 他の規格等の適用

4. 特定計量制度の運用等について

(1) 業務フローの基本的考え方（構築小委 論点①）

(2) 措置命令基準（構築小委 論点④）

(3) 事業者の届出内容（構築小委 論点⑤）

(4) 事業者の変更届出内容（構築小委 論点⑥）

(5) 届出事業者に求める報告内容（構築小委 論点⑦）

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

③その他 (ア) 大規模需要家の特例

- 第2回検討委員会では、大規模需要家の特例については、WGにおいて、特例の合理化例を踏まえ、大規模需要家の定義を検討することとされた。
- WGにおいて、改めて検討を行ったところ、本制度は、**届出者と取引の相手方の合意の下で柔軟に運用できる制度**であり、**大規模需要家に特化した特例措置については、その必要性が乏しい**と考えられることから、制度開始当初においては、大規模需要家を対象とした特例措置は設けないこととしてはどうかとされた。
- なお、第2回検討委員会で例示された合理化例うち、一部の合理化内容を見直すとともに、必要に応じて(2)届出者が従うべき基準に追記を行った。

第2回 特定計量制度及び差分計量に係る
検討委員会 (2020.12.17)資料2より抜粋

5. 届出事業者が従うべき基準

【論点(4)】特定計量を行う者に係る基準（大規模需要家の特例）

- 大規模需要家の定義は、論点整理報告書で「大規模需要家は、電力に関する知識を有し、また、取引相手となる事業者との関係でも、発言力や交渉力があると考えられる」とされ、下記の計測精度の設定方法についての案が示されている。
 - 方法①：取引容量（50kW）で分けを行う。
 - 方法②：需要家（契約電力が50kWを超える大規模需要家）で分けを行う。
 - 方法③：需要家（電気の知識を有する法人需要家）で分けを行う。
- WGでは、大規模需要家の特例とできる事項について議論がなされているところ、その内容を踏まえ、**WGにおいて、大規模需要家の定義を議論することとしてはどうか。**

3. (2) 届出者が従うべき基準 (構築小委 論点③)

③その他 (ア) 大規模需要家の特例

- 第2回検討委員会で議論した合理化例うち、多くが現在のガイドライン案でも、**届出者と取引の相手方の間での取り決め等により、柔軟な対応が可能**である。

第2回検討委員会で示された合理化例

ガイドライン案における対応

①使用期間

(届出事業者の確認の免除)

定期的な検査等を行うことで事前に使用期間を設定しないケースにおいて、**電気主任技術者等による定期的な管理が実施できる場合で、当事者間の合意がある場合には、届出事業者の行う使用中の確認等を不要**とする~~ことも出来るのではない~~か。

【追記】(ガイドラインの該当箇所抜粋)

ガイドライン(案)P39

4. 届出者が従うべき基準

(3) 使用期間 ①使用期間の設定の考え方 (イ) 使用期間中の性能の確認方法
使用中の確認においては、**必ずしも届出者自らが行うことに限定されず、確認を行うために必要な能力を有する者に依頼し、確認を行うことも許容される。**(例えば、大規模な需要家と取引を行う場合等、取引の相手方が使用中の定期的な確認を実施することが可能であって、当事者の合意がある場合については、届出者自らの確認は不要である。)

ただし、「定期的な点検又は取替え等が実施されていること」を確認する義務は、届出者に課されており、届出者は依頼先において、これらが適切に実施されていることを確認することが必要である。

②セキュリティ・改ざん対策

(需要家のセキュリティポリシーの準用)

大規模需要家に於いては、社内ネットワーク等で、サイバーセキュリティ対策を実施したセキュアな環境を構築している場合がある。当事者間の合意がある場合には、**大規模需要家のサイバーセキュリティポリシーの規定に従うことを許容すること**としてはどうか。

【既存のガイドラインにおける内容で対応可能】

ガイドライン(案)P49

(ガイドラインの該当箇所抜粋)

5. 特定計量制度の利用にあたって届出事業者が従うべき基準

(4) その他特定計量を適正に遂行するための措置

②セキュリティ・改ざん対策

特定計量をする上でも、「取引の適正」を担保するため、特定計量に関するデータ等について、**取得データ・取引データの改ざんや消失、情報の流出等がないよう、取引の性質に応じてセキュリティが脅かされないような措置がとられていることが必要**であり、**上記セキュリティ規定等を参照し、使用する計量器や取引の性質等に応じた適切な対策を実施することが求められる。**(具体的には、太陽光発電設備の第三者設置モデルなど、電気事業法上の規制の対象外の事業であったとしても、使用する計量器や取引の性質等に応じて、取得データの改ざんや消失、情報の流出等への対策が必要である。)

1. 特定計量制度の検討背景・制度創設・検討経緯について

2. 特定計量の定義・基準案について

3. 特定計量制度に係るガイドライン案の内容について

(1) 特定計量の定義・要件 (構築小委 論点②)

(2) 届出者が従うべき基準 (構築小委 論点③)

① 特定計量に使用する計量器に係る基準

(ア) 公差 / (イ) 構造 / (ウ) 検査方法 / (エ) 検査主体 /
(オ) 使用期間

② 特定計量をする者 (届出者) に係る基準

(ア) 説明責任 / (イ) 苦情等処理体制 / (ウ) 台帳の作成・保管 /
(エ) その他特定計量を適正に遂行するための措置

③ その他

(ア) 大規模需要家の特例 / (イ) 他の規格等の適用

4. 特定計量制度の運用等について

(1) 業務フローの基本的考え方 (構築小委 論点①)

(2) 措置命令基準 (構築小委 論点④)

(3) 事業者の届出内容 (構築小委 論点⑤)

(4) 事業者の変更届出内容 (構築小委 論点⑥)

(5) 届出事業者に求める報告内容 (構築小委 論点⑦)

3. (2) 届出者が従うべき基準 (構築小委 論点③)

③その他 (イ) 他の規格等の適用

- 特定計量制度では、計量器について計量に関する知見等から十分検討された規格等がある場合には、届出者は、特定計量の定義の「一定の規模 (原則500kW) 未満の計量」の要件を含む事項について、その規格等の基準に従うことが出来ることとしている。
- WGにおいて、対象と出来る規格については、下記の通り整理がなされた。
 - ① **計量に関する知見から十分検討されたものであること**
 - ② **特定計量の計量器に係る基準の整理と整合的なものであること**
 - ③ **規格等の存在が対外的に公表され、必要な情報が確認できること**
- 上記を満たすものであれば、**計量に関する規定を追加した既存の製品規格等**についても対象とすることができることとされた。また、**海外の計量規格**についても、日本国内における法定検定機関 (国家法定計量機関や検定機関等) と同等の機関により計量に関する知見から十分に検討がなされたものについては、他の規格等に該当する規格とできることとされた。
- なお、**「特定計量をする者 (届出者) 行う者に係る基準」**や、**「特定計量に使用する計量器に係る基準」**のうち**「公差」の上限 (使用前等検査時の公差8.0%、使用中の公差10.0%)**については、**規格等がある場合であっても、国が定めた基準に従うこととされた**。また、500kW以上の規模の取引について規定する場合など、本基準よりも、柔軟な運用を行う場合等は、その旨を届出に記載し、特に懸念がある場合は、適切な対応を講ずることが求められる。

3. (2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

③その他 (イ) 他の規格等の適用（続き）

<ガイドライン案（抜粋）>

ガイドライン(案)P50

他の規格等に該当する規格としては、国際規格、国内規格、業界規格、製品規格等が想定されるが、規格等の種別によらず、以下の要件をいずれも満たすものが対象となる。

①計量に関する知見から十分検討されたものであること

- ・規格を制定する際に、計量に関する知見を有する有識者が委員として参加しており、計量の観点から十分検討がなされていること。また、検討の場は、委員長を有する委員会組織等とし、継続的に規格等が管理できる組織又は組織に付随する機関等であること。
- ・「計量に関する知見を有する有識者」とは、具体的には、大学等の電気計測分野の専門家、産業技術総合研究所等の計量分野の職員、電力量計の型式承認機関、計量法上の電気計器の検定機関及び電気計測分野での試験所認定を受けている機関等の職員が考えられる。

②特定計量制度における計量器に係る基準の整理と整合的なものであること

- ・本制度における計量器に係る基準である、公差、構造（表記、表示、封印等、性能）、検査方法・検査主体、使用期間等及び、これに類する内容について基準が定められていることが必要である。
- ・なお、「特定計量をする者（届出者）行う者に係る基準」や、「特定計量に使用する計量器に係る基準」のうち「公差」の上限（使用前等検査時の公差8.0%、使用中の公差10.0%）については、規格等がある場合であっても、国が定めた基準に従うことが求められる。
- ・本ガイドラインで示されている内容よりも、柔軟な運用を行うなど、取引の相手方の利益を阻害する恐れがある場合については、その旨を届出に記載すること。例えば、500kW以上の規模の取引について規定する場合は、その旨を記載し、特に懸念がある場合は、適切な対応を講ずることが求められる。

③規格等の存在が対外的に公表され、必要な情報が確認できること

- ・必要な情報とは、国が特定計量に使用する計量器に係る基準として適切な規格か確認するための情報を指し、委員長含む構成メンバー、規格等の番号、対象機器、成立年月日等をいう。
- ・既存の製品規格等、計量に関して記述がない規格等であっても、当該規格等の委員等、当該規格等の知見を有する者と計量に知見を有する有識者による作業グループ（委員長を有する委員会組織が望ましい）等を設置し、追加的に計量に関する事項を検討し、ガイドライン等を策定することにより、上記を満たす場合は、当該ガイドライン等についても対象となる。
- ・海外の計量規格についても、日本国内における法定検定機関（国家法定計量機関や検定機関等）等と同等の機関により計量に関する知見から十分に検討がなされ、上記を満たすものについては、対象となる。

1. 特定計量制度の検討背景・制度創設・検討経緯について

2. 特定計量の定義・基準案について

3. 特定計量制度に係るガイドライン案の内容について

(1) 特定計量の定義・要件（構築小委 論点②）

(2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

①特定計量に使用する計量器に係る基準

**(ア) 公差 / (イ) 構造 / (ウ) 検査方法 / (エ) 検査主体 /
(オ) 使用期間**

②特定計量をする者（届出者）に係る基準

**(ア) 説明責任 / (イ) 苦情等処理体制 / (ウ) 台帳の作成・保管 /
(エ) その他特定計量を適正に遂行するための措置**

③その他

(ア) 大規模需要家の特例 / (イ) 他の規格等の適用

4. 特定計量制度の運用等について

(1) 業務フローの基本的考え方（構築小委 論点①）

(2) 措置命令基準（構築小委 論点④）

(3) 事業者の届出内容（構築小委 論点⑤）

(4) 事業者の変更届出内容（構築小委 論点⑥）

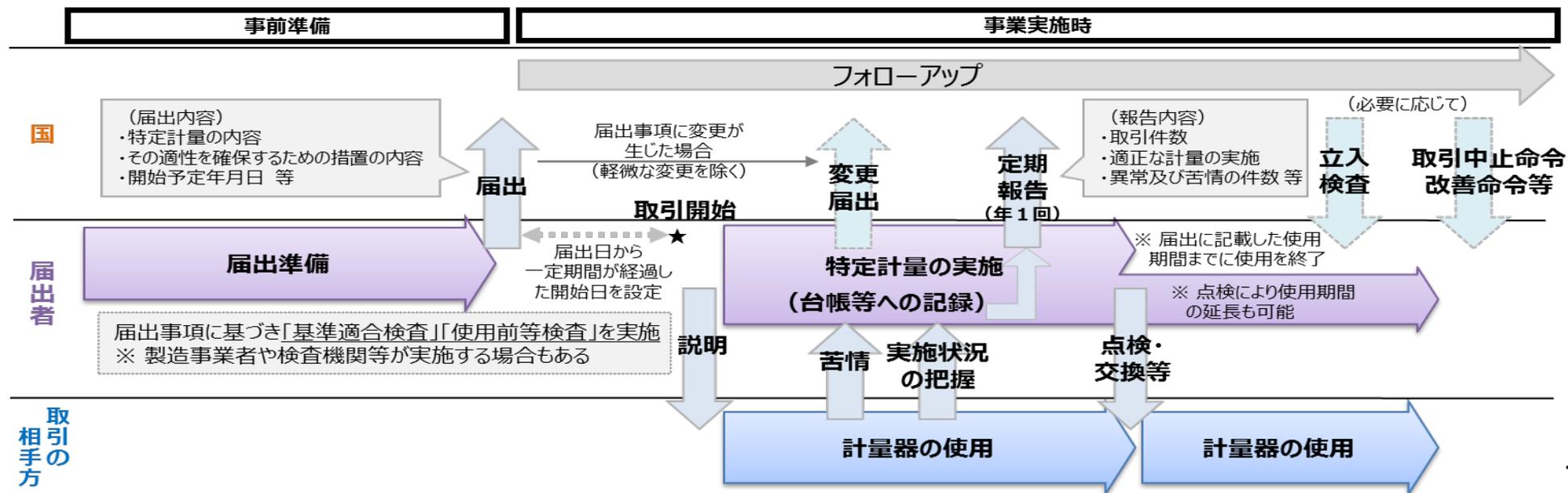
(5) 届出事業者に求める報告内容（構築小委 論点⑦）

4. 特定計量制度の運用等について

(1) 業務フローの基本的考え方 (2) 措置命令基準

- 事前の**届出事項**として、届出者が**前述の基準**に従った計量を適切に行う旨が確認できる内容を求めることが必要（**虚偽の届出に対しては罰則**）。
- また、不正な取引を防止する観点から、特定計量の実施状況や苦情等の情報について、**電気事業法に基づく報告徴収命令**として（**虚偽の報告等に対しては罰則**）、**定期的（年1回程度）**に報告を求めることとする。
- さらに、これらを通じて届出者に**前述の基準違反のおそれがある場合**には、追加の**報告徴収**や**立入検査**を実施し、**必要に応じ、措置命令**を行うこととする。
- また、本制度の運用状況の確認のため、本制度に基づく取引の状況、どのような精度階級が選択されているか等については、例えば**資源エネルギー庁の審議会やホームページ等において情報を開示**する等、本制度の利用状況についてのフォローアップを行うこととしたい。

業務フロー（案）



(参考) 電気事業法 特定計量の届出等 (抜粋)

(特定計量の届出等)

第一百三條の二 電力の取引又は証明（計量法（平成四年法律第五十一号）第二条第二項に規定する取引又は証明をいう。）における法定計量単位（同法第八条第一項に規定する法定計量単位をいう。）による計量（同法第二条第一項に規定する計量をいう。）であつて、その適正を確保することが特に必要なものとして経済産業省令で定めるもの（以下この条、第百十一条第四項及び第百十七条の六において「特定計量」という。）をする者は、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 三 特定計量の内容
- 四 特定計量の適正を確保するための措置の内容
- 五 特定計量の開始の予定年月日
- 六 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の規定による届出を行つた者（以下「届出者」という。）は、経済産業省令で定める基準に従つて、特定計量をしなければならない。

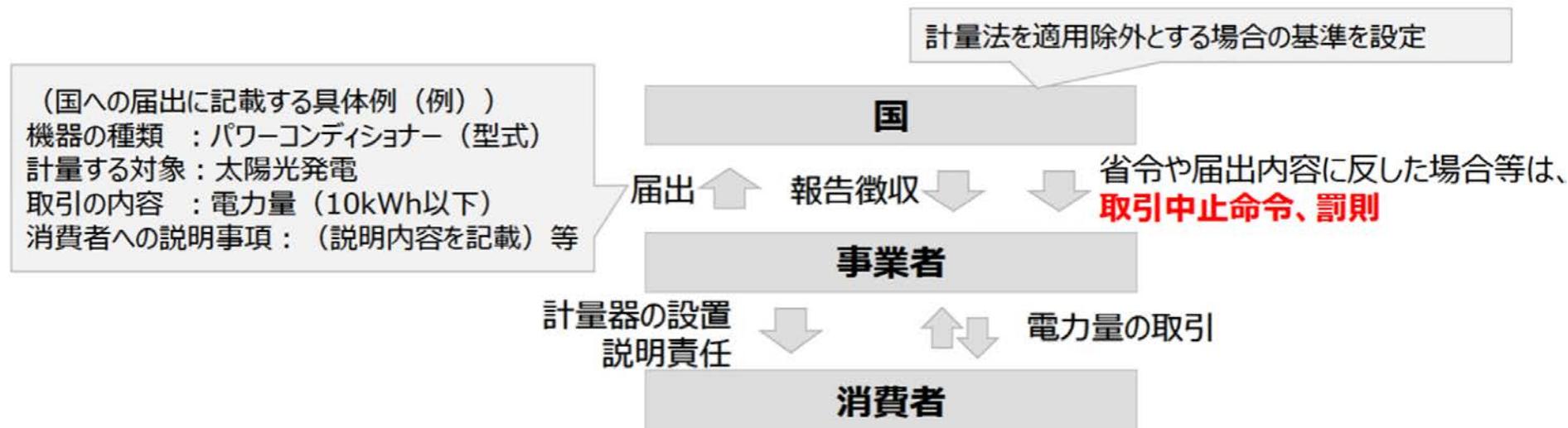
3 経済産業大臣は、届出者が前項の経済産業省令で定める基準に従つて特定計量をしていない場合において、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出者に対し、その特定計量の中止又はその方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 計量法第十六条第一項及び第四十条から第四十八条までの規定は、第一項の規定による届出に係る特定計量に使用される電気計器については、適用しない。

(参考) 電気計量制度の合理化スキームについて

第22回 電力・ガス基本政策小委員会
(2019年12月26日) 資料8 より抜粋

- 計量法の適用除外を設ける場合であっても、需要家保護を担保する仕組みが必要。
- このため、事業者が計量法の規定の適用除外を受けて取引・証明を行うにあたっては、
 - 事業者が事前に経済産業大臣に届出を行うこととし、
 - 必要に応じて、国等が事業者に報告徴収を求めることや、立入検査ができることとし、
 - 届出の内容が省令等で定める基準を満たさない場合や、届出内容が遵守されていない場合は、取引中止命令や罰則の対象とすることとしてはどうか。



1. 特定計量制度の検討背景・制度創設・検討経緯について

2. 特定計量の定義・基準案について

3. 特定計量制度に係るガイドライン案の内容について

(1) 特定計量の定義・要件 (構築小委 論点②)

(2) 届出者が従うべき基準 (構築小委 論点③)

① 特定計量に使用する計量器に係る基準

(ア) 公差 / (イ) 構造 / (ウ) 検査方法 / (エ) 検査主体 /
(オ) 使用期間

② 特定計量をする者 (届出者) に係る基準

(ア) 説明責任 / (イ) 苦情等処理体制 / (ウ) 台帳の作成・保管 /
(エ) その他特定計量を適正に遂行するための措置

③ その他

(ア) 大規模需要家の特例 / (イ) 他の規格等の適用

4. 特定計量制度の運用等について

(1) 業務フローの基本的考え方 (構築小委 論点①)

(2) 措置命令基準 (構築小委 論点④)

(3) 事業者の届出内容 (構築小委 論点⑤)

(4) 事業者の変更届出内容 (構築小委 論点⑥)

(5) 届出事業者に求める報告内容 (構築小委 論点⑦)

4. 特定計量制度の運用等について

(2) 措置命令基準

- 届出者に基準違反のおそれがある場合に、国は、追加の報告徴収や立入検査を実施し、違反が認められた場合には、業務改善命令、取引中止命令の措置命令等を行うこととしている。（虚偽報告、検査拒否、命令違反に対しては罰則）
- これらの措置命令について、予見可能性が確保されていることが重要。ガイドラインにおいて、届出者が従うべき基準について、望ましい行為例なども交えて具体的な記載が検討されており、措置命令の対象となる望ましくない行為については、ガイドラインを基に個々の事例ごとに判断することとする。

(参考)

電気事業法

(技術基準適合命令)

第四十条 主務大臣は、事業用電気工作物が前条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

処分基準

(50) 第40条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等

第40条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等の判断基準は、次のとおりとする。

① 事業用電気工作物(原子力発電工作物を除く。)のうち、発電用水力設備に関しては「発電用水力設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第50号。以下「水技省令」という。)を、発電用火力設備に関しては「火技省令」及び「発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示」(平成12年通商産業省告示第479号。以下「細目告示」という。)を、発電用風力設備に関しては「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第53号。以下「風技省令」という。)を、電気設備に関しては「電技省令」をそれぞれ基として個々の事例ごとに判断するものであるが、それぞれ「発電用水力設備の技術基準の解釈」(別添9。以下「水技解釈」という。)、「火技解釈」、「発電用風力設備に関する技術基準の解釈」(別添10。以下「風技解釈」という。)、「電技解釈」の該当部分のとおりである場合には、第40条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等が発動されないものとする。

1. 特定計量制度の検討背景・制度創設・検討経緯について

2. 特定計量の定義・基準案について

3. 特定計量制度に係るガイドライン案の内容について

(1) 特定計量の定義・要件（構築小委 論点②）

(2) 届出者が従うべき基準（構築小委 論点③）

①特定計量に使用する計量器に係る基準

**(ア) 公差 / (イ) 構造 / (ウ) 検査方法 / (エ) 検査主体 /
(オ) 使用期間**

②特定計量をする者（届出者）に係る基準

**(ア) 説明責任 / (イ) 苦情等処理体制 / (ウ) 台帳の作成・保管 /
(エ) その他特定計量を適正に遂行するための措置**

③その他

(ア) 大規模需要家の特例 / (イ) 他の規格等の適用

4. 特定計量制度の運用等について

(1) 業務フローの基本的考え方（構築小委 論点①）

(2) 措置命令基準（構築小委 論点④）

(3) 事業者の届出内容（構築小委 論点⑤）

(4) 事業者の変更届出内容（構築小委 論点⑥）

(5) 届出事業者に求める報告内容（構築小委 論点⑦）

4. 特定計量制度の運用等について

(3) 事業者の届出内容・(4) 変更届出内容・(5) 届出事業者に求める報告内容

ガイドライン(案)P51

- 事前の届出事項については、改正電気事業法でその内容が規定されている。届出者が前述の基準に従った計量を適切に行う旨が検証できる観点から、下記の記載を求めることとする。
 - 特定計量の内容として、計量対象、使用する計量器（種別、製造事業者、型名、精度階級等）、取引規模 等
 - 特定計量の適性を確保するための措置の内容として、計量器が適正な性能を確保していること（実施する試験や準拠する規格等）、検査主体やその適格性を証する書類、使用期間の設定方法（使用期間終了後の適切な処置等）、苦情等処理体制、サンプル検査の方法及び適切性（注）、差分計量・按分計量を行う場合はその方法及び適切性 等（注）サンプル検査を実施する場合に限る
 - その他経済産業省令で定める事項として、電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先 等
- なお、これらの届出事項に変更が生じた場合は、変更届出を提出することとする。
- 定期的（年1回程度）な報告事項については、不正な取引を防止する観点から、特定計量の実施状況や苦情等の情報として、取引の件数、検査主体の適切性の維持（適切性を証する書類の更新状況等）、苦情等の件数及び対応状況、使用している計量器の運用状況等について報告を求めることとする。

（参考）電気事業法 特定計量の届出等 （抜粋）

第百三条の二 （略）次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三 特定計量の内容

四 特定計量の適正を確保するための措置の内容

五 特定計量の開始の予定年月日

六 その他経済産業省令で定める事項